

令和6年第1回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第6日目）

本日の会議 令和6年3月15日  
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理 志
委員	藤田 明美	委員	岡田 義 晴
委員	八木 亮三	委員	西田 健
委員	西岡 克之		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木 秀一	係 長	江口 美和子
--------	-------	-----	--------

説明のため出席した者

住民福祉部長 宮崎 伸之  
(こども政策課)

課 長	宮司 裕子
係 長	山口 陽子

(住民環境課)

課 長	細田 愛二
係 長	松本 雄輔

(福祉課)

課 長	川内 佳代子
係 長	後藤 理子

健康保険部長 森川 寛子  
(健康保険課)

課 長	森本 陽子
課長補佐	志田 純子
係 長	一瀬 奈々

(介護保険課)

課 長	村田 佳美
係 長	浦川 真

会計管理者 田中 一之  
(会計)

課長補佐 和田 久美子

課長補佐	藤吉 有見
係 長	尾田 光洋

課長補佐	木須 美樹
------	-------

課長補佐	森内 秀朋
------	-------

課長補佐	木澤 奈津代
係 長	相川 沙織

参 事	中村 宰子
係 長	堤 圭一郎

議会議務局長 荒木 秀一  
(議会議務局・監査事務局)

議事課長兼監査事務局長

課長補佐 梶尾 和美

福本 美也子  
係長 江口 美和子

本日の委員会に付した案件

議案第23号 令和6年度長与町一般会計予算

開会 9時26分

閉会 15時49分

## ○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

これより、議案第23号令和6年度長与町一般会計予算の件を議題とします。本案について、住民福祉部高田保育所の提案理由の説明を求めます。

松尾所長。

## ○参事（松尾郁子君）

それでは令和6年度長与町一般会計予算の高田保育所所管につきまして、ご説明させていただきます。歳入からご説明します。前年度と比較して514万4,000円の増加となりました。説明書の12、13ページをお開きください。12款1項1目1節児童福祉費負担金の2行目、スポーツ振興センター共済保護者負担金2万4,000円が高田保育所所管となります。次に14、15ページをお開きください。13款1項2目民生使用料2節児童福祉使用料の全て1,557万円が高田保育所所管となります。1行目は通常保育の保育料38人分です。2行目は町外在住の児童の受け入れ、保育料1人分です。3行目は延長保育料で1時間200円の50回分です。4行目は入所していない児童を預かる一時預かりの保育料700人分です。5行目は滞納繰越分の保育料で前年度実績分となります。次に18、19ページをお開きください。14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金の1行目、子ども子育て支援交付金のうち441万4,000円が高田保育所所管となります。内訳は101万7,000円が一時預かり事業、339万7,000円が地域子育て支援拠点事業で、補助率は3分の1ずつです。次に24、25ページをお開きください。15款2項2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金の2行目、保育対策総合支援事業費補助金385万8,000円が高田保育所所管となります。医療的ケア児の受け入れに伴う補助金です。3行目、子ども子育て支援交付金のうち441万4,000円が高田保育所所管となります。内訳は、101万7,000円が一時預かり事業、339万7,000円が地域子育て支援拠点事業で、3分の1の補助率となります。次に4行目、学ぶ保育士等応援事業補助金のうち64万円が高田保育所所管となります。全額補助です。次に34、35ページをお開きください。20款5項2目給食事業収入1節保育所副食費219万9,000円が高田保育所所管となります。3歳から5歳児1人当たり4,700円、1カ月39人と想定し、12カ月分となります。歳入は以上です。

次に歳出でございます。98、99ページをお開きください。3款2項3目高田保育所費です。前年度と比較して全体で1,304万1,000円の増加です。1節から4節の人件費で1,419万4,000円増加したことが要因となります。それでは節ごとに昨年度と異なる部分をご説明いたします。1節報酬は4,362万円で、昨年度と比較して433万8,000円の増額となっております。理由は、報酬単価の上昇と育児休業取得職員の代替保育士として保育士1名を増員したためです。3節職員手当等は3,524

万8,000円で、昨年度と比較して742万5,000円の増額となっております。会計年度任用職員勤勉手当が新たに付与されたことが主な要因です。7節の保育者の働きがい、働きやすさ支援64万円を新たに計上いたしました。保育士の資質向上として、研修に参加した保育士への報償となります。1人当たり2万円で32人分となります。県補助金の学ぶ保育士等応援事業補助金を充当します。100、101ページをお開きください。14節の施設・設備改良工事費37万4,000円は、雨水槽を町水受水槽として使用するための工事費です。雨水メーターの取り替え時期を迎え、雨水槽の清掃、消毒、修繕等を合わせると、維持費が水道使用料金を上回るようになりました。今後は町水のみを使用しようと考えております。以上が、高田保育所所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。歳入の12、13ページから始めたいと思います。こちらで質疑はありませんか。下段の方です。よろしいですか。戻っても構いませんので進めていきます。14、15ページ、児童福祉使用料、ここに高田保育所分が入っています。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

歳入の13款1項2目2節児童福祉使用料の一番上の保育料のご説明で先ほど38人分とあったと思うんですが、これが高田保育所で来年度お預かりするお子さんの全体数と考えてよろしいでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

松尾所長。

**○参事（松尾郁子君）**

来年度お預かりする児童の予定としては定員90名ですので、90名と予定しております。保育料の方は3歳から5歳児は無償化でございますので、0歳から2歳児を38名で計上しました。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

分かりました。今おっしゃった90人、これはもうこれが上限いっぱいということですかね。それと現状も含めて、もういっぱいまで達している、それとも余裕があるのか、ちょっとそれも教えていただければと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

松尾所長。

**○参事（松尾郁子君）**

90名定員で94名の児童が現在が入所しておりまして、来年度も同様の予測をしております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

定員を超えて預かることもできるんですかね。例えばじゃあ最大何人までとか、いわゆる配置基準とかもあると思うんですけど、まだ預かれるのか。一応定員が90なら90名なのかなと思うんですけど、どうなのでしょう。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

定員の120%まで受け入れが可能なんですけれども、保育士の定数に合わせて入所させておりますので、120%までいくというのは現状としては難しい状況です。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。ちょっと歳出の方にも関わるかもしれないんですけど、一応定員の話が出たので伺いますけど、何か政府の少子化対策の加速化プランの中に、4、5歳児の保育に対して、配置基準が30人の子どもに対して1から25人に対して1人になるかもしれないというようなことがたしか出ていたんですけど、もしそうなった場合、高田保育所はさらに保育士は必要になるのか、基準が変わっても今の保育士の数で賄えるのか、何かそういう想定とかされてるか、もしあれば伺います。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

高田保育所では現在4、5歳児は25名に達しておりませんので、こちらの配置基準の影響はございません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

関連で延長保育の時間帯ってのをもう1回教えてください。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

標準保育と短時間保育がありまして、短時間の方は朝の7時から8時までと夕方4時

から7時までが延長保育の時間となります。標準保育の場合は、夕方の6時から7時が延長保育となります。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

そうしますと、その下の一時預かりという子どもさんの年齢的なものってというのは、何歳からというのはあるんですか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

おおむね1歳ということで、歩行と離乳食が完了した子どもを預かりしております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

年齢が低いということは手がかかるとは思いますが、何人いたら保育士が何人いなければならぬというふうな法的なものはあるんですか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

法的な基準はございませんが、0歳児が3名に対して1人の保育士という基準が通常保育においてはありますので、その基準に合わせたように配置しております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

ということは現時点として十分に対応できているということで理解してよろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

おおむね5名のお預かりに対して保育士2名を配置しております、配置としては十分整えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次進みます。18、19ページ、こちらの子ども子育て支援交付金の中の441万4,000円が高田保育所分ですね。いいですか。進みます。次が、24、25ページ、ここは医療的ケア児と子ども子育ての分の441万4,000円。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

25ページの15款2項2節児童福祉費補助金の下から2番目の学ぶ保育士等応援事業補助金というものが施政方針によりますと県の事業としてやっていく、長与町もそれに乗るとのことだと思っておりますが、ちなみにこれは負担割合ってというのは県が大体どのくらい、どういう負担割合で県が算定しているのかをお聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

全額県費となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

全額県費だということでは理解しましたが、これまでの県のそういう新しい事業がよく3年ぐらいで打ち切りというのが頻繁に出てくるんですが、この事業はそういう何年間の事業ですよというものがあるのか。そうなった場合に、その後は継続するなら町でしてくださいよということになるかと思うんですが、県は年限等は示しているでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

県の方は年限っていうのを特に示してはいないんですけども、こちらの事業というのが幼児教育、保育の質の向上と離職防止を図るためということで、園内研修等を実施する施設の保育士に対して年間2万円の手当を支給するという制度になります。で、一応この制度を行う上で、そういうふうな質の向上を高めるっていうことと、それが離職防止につながるのかっていうところは少し私たちもちょっと疑問はあるんですけども、この予算を使って質の向上っていうのを図っていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

同じところで25ページの児童福祉費補助金の説明を聞き逃したかもしれませんが、去年の保育対策総合支援事業費補助金13万6,000円が今年389万4,000円というふうになっているのをもう1回説明をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

今年度より医療的ケア児の受け入れを行いますので、その配置として看護師を配置します。看護師の報酬となっております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

その看護師の人数というのはちなみに何名ですか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

2名でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。それでは次、34、35ページ、保育所の副食費です。質疑はありますか。よろしいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

保育所の副食費でお伺いをしたいんですけども、詳細についてはご説明を先ほど頂いたんですが、町内の他の民間の保育所とおしなべて同等なのか。この副食費、その差があるのか。実際子どもたちに対して差があるのかどうか。いかがですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

副食費の徴収の金額については町内で一律同じ金額なんですけれども、それぞれの園の方で1食当たりの単価っていうものにつきましては差が出ているようです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。それでは歳出の方に入ります。全体的に歳入の方は聞きますので、まず歳出の98、99ページ、高田保育所費、ここが全て高田保育所の所管になっています。これは103ページの上段まで続きます。質疑はありますか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳出の高田保育所費の103ページの図書購入費っていうのが、5年度の当初を見ると2万円あって、半分になってますけど何か理由があるのかと、この1万円で足りるのかと思うんですけど、どうでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）



こちらの1万円は子育て支援センターおひさま広場で購入する図書費でございます。  
高田保育所は、今年度寄附金を利用させていただいて、絵本を購入することができましたので、来年度は要求いたしませんでした。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

分かりました。別のところとといいますか、ちょっと予算書にはどれってちょっと出ていないのかなと思ったんですけど、4年度の決算審査の時に、自然環境教育というのが始まって非常に内容を伺ったらいいものだったと思うんですが、これについては20万円ぐらいでしたかね、予算だったんですけど、今年度とあと当然6年度継続しているのか、例えば予算を増やして拡大しているとか、何かちょっとこの自然環境教育の現状について伺えればと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

松尾所長。

**○参事（松尾郁子君）**

自然環境の教育は5年度も6年度も継続して行う予定です。6年度は予算の増額は行っておりません。県の環境アドバイザー、森林のフォレストマスター制度という制度を利用させていただきまして、県の負担でインストラクターの方をお呼びすることができています。畑の活動の方も継続して行うんですけれども、増額して何か行うということではありません。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。よろしいですか。それでは歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

ちょっと全体的に確認なんですけれども、令和6年度は県が行う助成事業と、それからその施設の雨水の部分のコストが逆にかかるということで改修するってということ等々を除けば、通常の特段変わったものはないのか、何か今年度は特色を持たせようというようなものは特にないのかですね、この辺りはいかがでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

松尾所長。

**○参事（松尾郁子君）**

今年度の継続で保育を行っていきますけれども、来年度としては父親の育児参画として4年度と5年度は子どもたちの体験として、焼き芋会、木工工作などを行いましたけど、来年度は理論の方でお父さん同士が関わりながら子育てを学ぶという座学の講座を開催しようと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっとあまりないケースだと思うので伺いたいんですが、先ほどの医療的ケア児を受け入れる予定ということですが、これは、今までも高田保育所で医療的ケア児者を受け入れたケースというものはあるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

0歳児、1歳児と医療的ケア児のお子さまの受け入れを行いました。そしてご家庭の事情で転園されたんですが、そのお子さんが来年度ご利用いただくという形になりました。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先ほど看護師専任というかそのために配置ということでしたけど、それ以外でどういう預かり方というか、もうそのお子さんは他の子どもさんとは全く別、隔離じゃないですけど、して預かるのか、一定、例えば同じ教室というかそういう所にも入るのか、そのお子さんのケースだけでいいんですけど、その前に預かった時のことでもいいんですけど、あとこれからの予定ですね。どういう形なのか、ちょっとあまり想像ができなくて、もしもう少し説明いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

入所予定のお子さんは、気管切開を行ってたん吸引が定期的に必要なお子さんです。保育の方は通常クラスに入りまして、通常の保育を同じように行います。時間を決めてたん吸引を行ったり、健康観察を行ったりしていきます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今小学校とかでもインクルーシブ教育というんですかね、そういうご希望があれば障害がある方も預かったりということもあって、それは理解できるんですけど、小学生の場合は一定触っちゃいけないものとかそういう注意事項とかが聞きやすいのかなと思うんですが、もっと小さいお子さんがそういう医療的ケア児の所に一緒にいて、何かこうそういうそれこそ扱いちゃいけないチューブとか、ちょっとよく分からないですけど、

触っちゃいけないものとかそういう安全性、そういうものの確保はどうなんですか。  
どういう体制なのか。

**○委員長（金子恵委員）**

松尾所長。

**○参事（松尾郁子君）**

0歳と1歳で受け入れを行った際は、クラスの子どもたち全員に話をするっていうのはなかなか理解が難しかったので、保育士がしっかりついておいて安全を守るという形をとっておりました。来年度はクラスの子どもたちにしっかり話をしていきたいと考えております。そして、入所されるお子さまに対しても意思表示ができるようにということも伝えていく予定です。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで高田保育所分の質疑を終了します。

暫時休憩します。松尾所長におかれましてはお疲れさまでした。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。それでは引き続き、こども政策課の質疑に入りたいと思います。まずは提案理由の説明を求めます。

宮司課長。

**○こども政策課長（宮司裕子君）**

それではこども政策課所管につきまして、ご説明させていただきます。12、13ページをお開きください。歳入でございますが、12款1項1目1節児童福祉費負担金から2節、保育料滞納繰越分、2目1節の養育医療費保護者負担金がこども政策課所管です。例年並みで見込んでおります。次に18、19ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち10万円が育成医療費でこども政策課所管です。3行目の障害児入所給付費等国庫負担金もこども政策課所管で、障害児通所給付費に対する国庫負担金で給付費の見込みから前年度当初より480万円の増額となっております。補助率は2分の1です。次に2節保育所運営費補助金は、4、5歳児の配置加算と公定価格の上昇に伴う給付見込額の増により、約2,000万円の増額です。3節児童手当負担金は、国の少子化対策で児童手当の拡充を10月より行うため約8,600万円増額しています。4節の子育てのための施設等利用給付交付金は、預かり保育に係る分を実績に合わせて減額しています。次に2目1節保健衛生費負担金の母子保健衛生費負担金がこども政策課所管です。未熟児養育医療費の国庫負担金で補助率2分の1となっております。2項2目1節社会福祉費補助金のうち3行目、地域障害児支援体制強化事業補助金は、巡回支援専門員整備事業として保育所等において障害児の支援体制の強化を図るものです。2節児童福祉費補助金のうち、1

行目の子ども子育て支援交付金は、学童保育で常勤職員を2名以上配置する場合の補助基準額が加算されたため増額しております。補助率は3分の1です。2行目の子ども・子育て支援事業費補助金は、児童手当制度改正準備事業費分を計上しています。全額国費です。3行目の支援対象児童等見守り強化事業補助金は、民間事業所2カ所に補助を行う予定です。補助率3分の2です。4行目の子育て支援対策臨時特例交付金は、来年度より開設する子供家庭センターの統括支援員の時間外手当と、子育て世帯訪問支援事業に係る補助金を計上しています。20、21ページをお開きください。3目1節の保健衛生費補助金のうち、2行目の妊娠・出産包括支援事業補助金から4行目の出産・子育て応援事業費補助金がこども政策課所管です。2行目の補助金は、産後ケア事業と産婦健診に対する補助金で補助率は2分の1となっております。3行目の感染症予防事業費等国庫補助金は、HPV9価の情報連携に係るシステム改修費です。補助率3分の2です。4行目、出産・子育て応援事業費補助金は相談支援に係るものが2分の1、給付金に係るものが3分の2の補助率となっております。22、23ページをお開きください。3項2目2節児童福祉費委託金がこども政策課所管です。特別児童扶養手当に係る事務委託金でございます。15款1項1目1節社会福祉費負担金、2行目の障害者自立支援給付費負担金のうち5万円がこども政策課所管です。育成医療費の4分の1県費負担金です。4行目の障害児通所給付費等負担金も4分の1県費負担金でございます。国費同様、給付見込額の増加により増額しております。次に2節保育所運営費負担金、3節児童手当負担金、4節児童福祉費負担金がこども政策課所管分です。国費の計上と同様の理由で保育所運営費負担金は増額、施設型給付費等事業費補助金から子育てのための施設等利用給付交付金までは減額をしています。次に2目1節保健衛生費負担金がこども政策課所管です。未熟児養育医療費の4分の1県費負担金です。24、25ページをお開きください。15款2項2目1節社会福祉費補助金の小児慢性特定疾病児日常生活用具給付費から、全てこども政策課所管です。2行目の福祉医療費補助金（乳幼ひとり親）は、実績見込みの増額により昨年度より増額しております。また、下から2行目の福祉医療費補助金（高校生）は、昨年度より開始した高校生に係る医療費助成に伴うものです。全額県費負担です。次に児童福祉費補助金は全てこども政策課所管でございます。4行目、学ぶ保育士等応援事業補助金は県の新規事業です。保育士の質の向上を図るため、研修会等に参加した保育士等へ補助を行うものです。全額県費負担です。3目1節保健衛生費補助金の4行目、出産・子育て応援事業費補助金は、出産・子育て応援事業に係る補助金です。34、35ページをお開きください。20款5項3目1節雑入です。下から2行目、養育医療費返還金がこども政策課所管です。36、37ページをお開きください。5行目の電柱等設置使用料のうち1,000円、21行目の保健事業参加者負担金は存目予算です。9行下の放課後児童クラブ光熱水費負担金がこども政策課所管です。例年並みで計上しています。歳入は以上です。

次に歳出でございます。84、85ページをお開きください。3款1項1目社会福祉

総務費のうち、1節報酬の4行目から6行目までがこども政策課所管です。5行目の一般事務補助パート報酬は、福祉医療申請書内容点検業務の事務補助員1名分です。2節の給料のうち2,872万4,000円、3節の職員手当等の扶養手当から児童手当までの1,419万9,000円、その下の段の会計年度任用職員期末手当、4節共済費の共済組合負担金のうち921万1,000円、その下の段の会計年度任用職員社会保険料がこども政策課所管分です。人件費につきましては、こども政策課課長以下、子育て支援係8名分と児童虐待防止専門員に係る経費です。7節報償費の講師謝礼は、虐待対応研修会の分です。8節旅費の普通旅費のうちの3万円、研修旅費、費用弁償のうち4万1,000円、会計年度任用職員通勤手当のうち2万4,000円がこども政策課所管です。児童虐待防止事業に係る経費です。86、87ページをお開きください。10節需用費の消耗品費のうち12万円、3行目の印刷製本費と11節役務費、13節使用料及び賃借料の2行目から4行目までがこども政策課所管です。福祉医療と虐待防止に係る経費になります。18節負担金、補助及び交付金の10行目、長与町福祉団体育成補助金のうち10万円がこども政策課所管です。長与町母子寡婦福祉会の活動に対する補助金です。2行下の支援対象児童等見守り強化事業補助金は、支援が必要な世帯を対象に定期的に食材の提供等を通して家庭訪問しながら見守りを強化するための補助金で、2団体へ補助予定です。19節扶助費は、下から3行目の小り災見舞金以外、こども政策課所管です。福祉医療費は、令和5年度で感染症まん延等で受診件数が増加しているため、増額計上しております。88、89ページをお開きください。2目障害者福祉費です。障害児に関する部分がこども政策課所管となります。1節報酬、7行目の療育専門員報酬と8行目の療育補助員報酬、3節職員手当等の会計年度任用職員期末手当のうち、213万8,000円、その下の段の会計年度任用職員勤勉手当のうちの178万9,000円、4節共済費の社会保険料のうち255万9,000円がこども政策課所管です。ひばり学級の療育専門委員5名、療育補助員1名分となります。7節報償費の1行目の講師謝礼から3行目の謝礼までがこども政策課所管です。8節、普通旅費のうち1万3,000円、3行目の費用弁償のうち3万7,000円、4行目の会計年度任用職員通勤手当のうち37万8,000円、10節需用費の消耗品費のうち17万9,000円、2行目の燃料費、3行目の食糧費、11節役務費の上から2行目の自動車損害共済金と、下から3行目の障害児通所給付費支払事務手数料、次の段の育成医療費支払事務手数料がこども政策課所管です。90、91ページをお開きください。12節委託料の下から2行目のひばり学級施設管理委託料、13節使用料及び賃借料の自動車借上料、有料道路等使用料のうち7,000円、駐車場使用料のうちの1,000円、公用車リース料がこども政策課所管です。18節負担金、補助及び交付金の一番下の段、医療的ケア児等訪問型レスパイト事業費補助金がこども政策課所管です。対象者2名、年間24時間まで訪問看護等を利用することができます。19節扶助費の上から8行目、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費と、一番下の段の障害児通所給付費がこども政策課所管です。障

害児通所給付費は、利用実績を見込み約960万円の増額計上となっております。92、93ページをお開きください。1行目、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金、その下の育成医療費がこども政策課所管になります。実績に合わせて減額しております。94、95ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費は、全てこども政策課所管となります。節ごとに変更点を説明していきたいと思っております。1節、3行目の一般事務補助パート報酬は、6年度児童手当改正に伴い増加する事務作業を行うため、1名配置を行うものです。3節職員手当等の時間外勤務手当も、児童手当改正に伴う作業に係る職員の時間外勤務手当を計上しております。3節職員手当等、2行目3行目の会計年度任用職員期末手当、勤勉手当、4節共済費は、ファミリーサポート事業を行う保健師配置に係る経費です。96、97ページをお開きください。11節役務費の4行目、通信運搬費につきましては、児童手当の制度改正に伴う通知や必要な方には申請書を添付し全世帯対象に送付する予定にしております。12節委託料の2行目、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料は、子ども・子育て支援法に基づき作成する事業計画の住民ニーズ調査を現在行っておりますので、令和6年度にニーズ調査の分析を行い、令和7年度から11年度までの第3期事業計画策定に係る予算を計上しております。18節負担金、補助及び交付金の4行目、放課後児童クラブ運営費補助金は、学童クラブを運営する人材の確保を図るため常勤の支援員を複数配置する場合に、補助を拡充するため昨年度より約1,900万円増額しております。町内12支援に対し補助を行うものです。19節扶助費の1行目、児童手当は国の制度が大きく変更し、所得制限の撤廃、高校生世代までの支給期間の延長、多子加算について第三子以降3万円とする拡充を10月分から実施する予定のため、対前年度比110%増となっております。2目児童福祉運営費18節負担金、補助及び交付金は、障害児保育事業補助金から、次のページのあやめ幼稚園運営費補助金(2・3号)までが、保育園、こども園、新制度に移行した幼稚園に対する運営補助金です。一番下の行の学ぶ保育士等応援事業補助金が県の新規事業で、幼児教育、保育の質向上および離職防止を図るため、園内研修等を実施する施設の保育士等に、研修受講を要件とし年間2万円の手当を支給する事業です。町内10園、269名分を計上しております。102、103ページをお開きください。4目児童館費です。昨年度との変更点のみご説明いたします。3節職員手当等の2行目、会計年度任用職員勤勉手当が新たに支給されるようになりました。10節需用費の5行目、電気使用料は実績見込みにより約90万円減額しております。104、105ページをお開きください。14節工事請負費は、上長与児童館の図書館の空調機取替工事を予定しております。その他につきましては例年並みの計上となっております。110、111ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費です。2節給料のうち2,298万2,000円、3節職員手当等、扶養手当から児童手当までの1,527万8,000円、4節共済費の共済組合負担金のうち770万9,000円がこども政策課所管分です。母子保健係6名分の人件費になります。112、113ページをお開きください。4款1項2目感

染症予防費です。8節、普通旅費のうち4,000円、研修旅費のうち9,000円、10節、消耗品費のうち1万3,000円、印刷製本費のうち18万2,000円、12節、予防接種委託料のうちの1億1,937万7,000円、こちらにつきましては実績見込みにより昨年度より減額計上しております。19節の予防接種助成費のうち159万9,000円がこども政策課所管です。その他につきましては例年並みの計上となっております。次に3目母子衛生費は全てこども政策課所管となります。母子衛生費につきましては、出生数の減少により実績に合わせて減額で計上しております。それでは変更点のみご説明いたします。1節報酬につきましては、保健師パート報酬が昨年度より約190万円の減額と、助産師パート報酬も昨年度より約110万円の減額となっております。出生数の減数、講座等の申し込みにおけるLINEの活用などにより、保健師や助産師の業務を精査したことによるものです。114、115ページをお開きください。12節委託料の健康診査委託料の減額は、出生数を昨年度の350人から320人としたことが、減額の大きな理由です。産婦健診は実績に合わせて昨年度より減額しております。18節負担金、補助及び交付金の2行目、出産・子育て応援給付金は、妊婦、子ども、それぞれ320人分を計上しております。次に176、177ページをお開きください。10款4項1目幼稚園教育振興費は、こども政策課所管です。例年どおりの計上をしております。次に、令和6年度の主要な施策に関する説明書の11、12ページをお開きください。こども政策課の主要な施策としまして、3項目掲載させていただいております。後ほどご参照ください。次に24ページに、特別職・非常勤職員の報酬の人数と予算額を計上しております。31、32ページに補助金・負担金一覧を計上しております。以上がこども政策課所管分でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、歳入の方から質疑に入りたいと思います。まず12、13ページ、ここから始めます。質疑はありませんか。下段の方です。戻っても構いませんので進めていきます。18、19ページ、質疑はありませんか。それでは20、21ページ、上段の方です。補助金関係です。よろしいですか。では22、23ページ、質疑はありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

21ページの感染症予防事業費等国庫補助金で、HPV9価の分に対する補助金ということでしたが、この件については同僚議員からも9価の対応ということで話がありましたが、これは私の認識不足なのかもしれませんけども、9価にするという場合にはもう町単独でやっていたのかなと思うんですけど、9価でも国の補助が付くっていう理解でよろしいですか。前から付いていたんですか。

**○委員長（金子恵委員）**

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

9 価につきましては、5 年度から予防接種の定期接種の中に国の方が認定していただきましたので、今年度からは9 価につきましても補助の対象となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

19 ページの一番下、子育て支援対策臨時特例交付金の説明のとこだったと思うんですが、何か6 年度から新しく始める事業のもの、何とかセンター、ちょっとおっしゃいましたがちょっと聞き取れなかったので、もう1 回説明していただいでよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

来年度より開設するこども家庭センターの統括支援員の時間外手当と説明させていただきました。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

こども家庭センターというのが、今長与町のこども政策課の中にある、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、こちらを一体化して、妊娠期から子育て世代を包括的に支援するというので、こども家庭センターという名称に変更させていただきます。その中で、統括支援員という職員が業務を統括してするという役割を担うものになります。このこども家庭センターの中では、妊娠や出産、子どもの子育てに関する全般の相談であったりとか、虐待や貧困、ヤングケアラーなど困難を抱えた子どもに関する相談の情報とかをお受けするというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の質問について、私も確認したいことがあるんですけども、統括支援員という方を配置してさまざまな相談に乗るような、当然統括する立場になると思うんですが、そうなるのとかなりのいろんな経験知識等々が必要になってくるんじゃないかと思う



んですが、町内に今現在いらっしゃる方でされるのか、それとも特別な専門知識をお持ちの方がここに充てていく、ここに就く計画なのか、この辺り分かる範囲で教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

こども政策課内に配置している正職員の保健師を充てるように考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。それでは24、25ページ、戻っても構いませんので、質疑はありませんか。それでは34、35ページ、それから次の36、37ページ、いいですか。後ほど全体的に聞きますので、歳出の方に入ります。84、85ページ、質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

85ページ、3款1項1目の報酬の中の児童虐待防止専門員報酬ということで、この専門員という方はどういうことをされるのかというのをお聞きしたいんですけれど。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

町内で起こったさまざまな虐待に関する案件であるとか、養護に関する相談等、そういうものに対応していただいている職員で会計年度職員になります。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

何名おられるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

1名になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私も児童虐待防止専門員の件でお伺いしたいと思うんですが、今回上がってるということは過去にもそういったものが対応が必要な状況だということだと思うんですが、現在児童虐待に該当する状況、それからその疑いがある要注意っていうか要配慮というか

な、そういった事例がどういうものがあるのかということと、それから専門員が介入したことによって解決につながっているのかどうか、この辺り状況をお聞かせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

まず今年度4月から12月までで長与町の要対協の方で把握しておりますケースは229ケースになります。お子さんの数です。その中で要保護世帯、こちらは虐待のリスクの高い世帯ということで、役場で把握している方が要保護世帯が34ケース、お子さんの数です。それから、要支援者数ということで、緊急にリスクは高くないけれども定期的な関係機関との情報共有が必要だと要対協で判断したケースが155ケース、それから特定妊婦といいまして、妊婦なんですけれども家庭的な例えばDVの恐れがあったり、シングル家庭であるとか、若年であるとか、今後出産後に虐待リスクがあるというふうに判断して、経過を追っているケースが2ケースあります。その他、生活困窮ですとか、関係機関の方から少し不登校気味ですとか、何かしら支援が必要ということで要対協の方に上がったケースが38ケースということで、私たちはそちらを毎月定期的に関係機関の皆さまと情報共有して、支援に入らないといけない場合には家庭訪問をしたりとか、児相と連携したりということで携わっております。この児童虐待防止専門員に関しましては、このケースの把握以外にも、各学校や保育園等に訪問の方に行かせていただきまして、必ず年に2回は定期的な訪問するんですけれども、それ以外にも共有があった場合には即訪問したりですとか、それから出前講座といいまして何か気づきがあった場合には、即役場の方に通告していただきたいということで虐待講座も毎年開催しているというところで、虐待に特化した専門員になります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今お聞きした現状からいいますと、想定したよりもかなり厳しい状況だなということをおもうんですけれども、当然県の機関とも連携しながら、1人だけじゃなくて緊密に連携しながらやっているとは思いますが、以前、私、県の機関の方とちょっと話したことがあるんですが、今から多分20年ぐらい前なんですけど、その時でももう県の担当職員でも回しきれないような非常に厳しい激務だということでありました。それで当然今もそうだと思うんで、町の方も連携されるとおっしゃいますが、この専門員が1人ということでちょっと人的配置の見直しっていうのもやっぱり必要じゃないのか、これだけ増えてくるとですね、と思うんですが。今年度は1名なんですけど担当課としては体制の拡充、あるいは人員増員等を求めていかないと、よくテレビなんかでこういう実態が明らかになって、役所の職員は何をやったんだということで逆に非常に責めら

れることとなりますよね。だからちょっとそういうことも含めて、子どもたちのことも含めて、もう少し強化する考えがないのかどうか、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

虐待防止専門員につきましては1名の配置ですけれども、こども政策課内にいる子育て相談専門員であるとか、保健師であるとか一緒に動いておりますので、人的配置っていうのは、この方は1名だけがこの業務に当たっているというわけではなく、連携して業務に当たっている状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

他の方も連携しているという点は現状のことで分かるんですが、気になるのは果たしてそういう方と連携しつつも、本当に足りてるのかなというのが、ちょっと厳しいということだったらやっぱり財政課なりにそういうものを求めていく必要はないのかなというのが心配なんです。いかがですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

1つ1つのケースに携わる職員の負担というのは、やはりケースがなかなか改善しない場合とかきつい部分っていうのもあるかと思っておりますけれども、やはりこども政策課内ですね、多職種の専門員を多く持っておりますので、そういう方々とこの情報を共有しながら1つ1つのケースに関わっているという状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。次、86、87ページ。それでは88、89ページ、質疑はありませんか。この辺りからひばり学級分も入ってきます。それから90、91ページ。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

90、91ページの一番下、19節扶助費の障害児通所給付費2億7,360万円ありますが、これは障害児が児童発達支援事業所とか、放課後等デイサービスを利用するための給付費ですか。まず、その確認というか説明をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

委員おっしゃるとおり、児童発達支援事業所であるとか放課後等デイサービスを利用する給付費等になります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

これを実際に今現在利用しているという障害児をお持ちの保護者の方から、複数ちょっとご相談というか、あったので伺いたいんですが、この件に限らず町民の方ってというのが事実を誤認していたり、誤解、いやちょっと主観が入ったりすることもあるので、これはあくまで確認なんですけど、その方がおっしゃるには放課後等デイサービスと児童発達支援事業所を、他の市町、時津町とかでは併用みたいな何か両方行けるけれども、長与町ではどっちかって言うんですかね、両方使うのが認められないというようなことをおっしゃってたんですが、そういうことがあるんでしょうか。あとは、そもそも放課後等デイサービスと児童発達支援事業所の違いというのも説明いただければ。その上でちょっとそういう事実があるのか、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

まず、児童発達支援事業所というところは未就学児のお子さんを対象にしておりますので、小学校に入る前のお子さんになります。そして放課後等デイサービスは、小学校1年生から高校卒業の高校3年生まで18歳までの方を対象にしておりますので、まず対象者が全く違うということになります。で、もしかしたら委員の方にご質問が入ったケースは、児童発達支援事業所の中には児童発達支援センターといまして毎日保育園のように平日月曜日から金曜日まで通われるっていう、やはり頻度の障害のリスクといえますか、課題が大きい方が日々毎日通われた方がいいという支給決定を受けられたお子は児童発達支援センターに通われることが多いんですね。で、通常の保育園や幼稚園に通いながら、週に1回とか2回とか、取り出してどこかの事業所に通う、それは児童発達支援事業所っていうのもあるんですね。なので、この2つの事業所はちょっとそれぞれ目的が違いまして、お子さんの状態に合わせて、まずどちらの、支援センターの方がいいものか支援事業所を併用するのがいいのかっていうのは大きく分かれるので、そういったお子さんの状態に合わせた計画書っていうのを相談支援事業所という所にお願ひしております。そういったものを計画書を持って役場に提出していただいて、私たちが確認させていただいて、給付決定、日数っていうのを決定しております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

まず児童発達支援事業所と放デイではそもそも年齢が違うので、同時っていうことはあり得ないということは分かりました。あとの説明もある程度分かったんですが、もう1点ですね、両方ですかね、それぞれ対象のお子さんをお持ちの方で、児童発達支援事

業所や放課後等デイサービスを利用するのに、通所の可能な日数が月の上限が23日、月の日数引く8ですかね、が上限としてあって、そのいっぱいいっぱい使う必要があるのか、そんなにもっと少ない日数でやってもらうかっていうのを判定といいますか、する時に、いわゆる同じ程度の障害、その保護者さんから見てですね、同じ程度の障害、自分のお子さんと例えば同じような感じのお子さんなのに時津町の子は例えば23日使えるけども、長与町ではちょっとそこまで利用させてもらえない、そういう声もあるんですよね。これについては、先ほど多分その相談支援事業所とかで判定するのかなと思うんですが、簡単にいうとそういう判定に町での差っていうのは出る余地があるのか。長与町ではちょっとそういう認定を抑えているというか、それがそういう保護者の方の思い込みなのか、実際にそういう違いを感じるような何かがあるのか、担当課としてどう思われますか。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

長与町では、まず長崎市や時津町の実態は詳しくは分からないんですけども、お子さんの調査というのを職員が必ず行きます。で、お子さんの状態を見て、大体1年おきに更新があるものですから昨年度の状態からの変化、それから今家庭での様子、所属園や学校での様子、地域活動などもお伺いしながら、生活設計ですね、やはり18歳までに自立を促すというのがこの障害児通所給付費の目的にもなりますので、今の状態で、どのような今後放デイや児童発達を使いながら、どういったお子さんの苦手分野を克服したりとか、得意分野を伸ばしたりっていうことをやっていきたいと思いますかということ、相談支援事業所もそういったことで計画を立てられるんですけど、役場の職員の方でも調査の場合に保護者からそういった意向を聞いたり、お子さんにも直接伺ったりっていうことでやっております。その一方で、地域の課題とありまして、やはりこう必要な人が必要なサービスを受けたいのに事業所に空きがなくて通えないですとか、例えば小学校高学年だったり、中学、高校になると放課後の時間ももうすごく遅いんですね、4時とか4時半、そこから放デイに行くと、5時とか5時半、約30分から1時間だけ過ごして帰るっていうふうな使い方を以前そういうふうな使い方もあったんですけども、やはりそれが本当にそのお子さんに必要なサービスかっていうところもちょっとありまして、いろいろ今こども部会っていう自立支援協議会があるんですけど、そういった中で地域の事業者とも話をさせてもらいながら、私たちの思いとしては必要な方が必要な時にしっかりサービスを受けていただく、適正な給付をしていくというところにありますので、不要な人が不要なサービスを使っているとは思ってはないんですけども、そこにしっかりと判断基準を持ってといいますか、サービス事業所ですとか、相談支援事業所の方がモニタリングですとか、個別支援計画を必ず年に1回だったり半年に1回されますので、その中でもう地域に移行してもいいお子さんがいらっしゃるのであれば、

そのようなチャレンジだったり、準備をしてもらえないかっていうことは働きかけております。それでもやはり難しいという実態があるお子さんもやっぱりいらっしゃいますし、ご家庭の不安もありますので、そういった方々には18歳までの間でそういったことを考えていきましょうっていうことで、役場としてお伝えさせていただいているので、一人一人ケースバイケースなので、一律にこうしてますとは言えないんですけども、なるだけ本人やご家族には納得していただけるように、私たちもそういったことをコーディネートさせてもらっているっていうところにはなります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。実際私も放課後等デイサービス、実際長与町内の事業所にちょっと聞き取りに行ったところ、事業所の方も時津町の子でもやっぱり学年が上がってできることが増えてちょっと日数減らしたり、逆に年齢が上がって、難しくなることもあって利用日数増えたり、いろいろあるんで長与と時津でそんなに認定等に差があるとは事業所の方は思っていないということだったので、そうだろうなと思うんですが。今ちょっとおっしゃられたその保護者の方が納得というのが大事だと思うんですけど、もし仮に納得、ちょっとはこの日数ではってきれないというか、最終的にはされるのかもしれないんですけど、そういう時に不服申し立てじゃないですけど、またさらに協議をとかっていうしばらくたってからでもそういうことは個別に相談してもらっていいということで考えてよろしいですか。ちょっとお答えをいただければ。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

決定に関しまして日数の不服がある場合には、変更申請という形で出される場合もあります。不服という意味ですね。で、私たちの方も主治医の先生にやはりそういう状態悪化のために日数の増が必要だというふうな意見書、それからサービス事業所がやはりこの支給量は見合わない、もっと療育が必要だというふうなことをお示しいただければ、こちらとしても見直しを図りまして決定ということも過去にもございましたので、むげに保護者の意見を全然聞いていないわけではないので、ぜひご相談いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

そろそろ予算に戻りたいと思います。予算の質疑の方に入ります。質疑、答弁は簡潔にお願いします。現在91ページ辺りまで行っていますけれども、質疑はありませんか。次に92、93ページ、これは上段の方です。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

93ページが一番上、軽度・中等度難聴児補聴器購入費用助成金についてですが、去年の実績が21万円、今年は15万円ということで恐らく一定数子どもがいらっしゃると思うんですが、まず大体想定する人数って何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

1人で予定しております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

軽度、中等度と分けてありますが、助成金でしょうから割合、幾らっていうのがあると思うんですが、よかったらお聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

補助の割合ですが、購入する機器によって金額さまざまあるんですが、購入費に対する基準額の3分の2を公費負担しております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

私も一般質問で難聴については質問しましたのでちょっと関心を持っておりますが、これは保護者がもし申請すれば、オーケーですよということで成り立つものでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

申請の際には医師の診断書が必要になりまして、規定の基準を満たしておけばそれで給付をしているという状況になります。

○委員長（金子恵委員）

それでは94、95ページ。よろしいですか。次、98、99ページ、こちらで質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

96、97ページもいいですか。児童福祉運営費の中で各保育園、補助金あるんですけども、まずこの補助金、各保育園でばらつきがあるんですけども、どういう補助金かというのを教えていただけますか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

園によって定員が違いますので、その運営に関する補助金になりますので、園によって補助金の金額に差が出ております。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

はい、分かりました。主要な施策に関する説明書の31ページを見ているんですけども、大幅に減っている所もあれば、例えばわかば保育園は前年度より1,800万円少なくなっているとか、反対に600万円ぐらい増えているとか、この辺のばらつきがちょっと分からないんですけども、この補助金というのは、各保育園がこの補助金によってどういう運営をされるのかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。この補助金を保育園がもらって、それをどういうふうに運用しているのか、補助金を。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

そちらの補助金の方で人件費であったりとか、副食費であったりとか、そういった保育の運営に係るものについて使用しておりますが、そのわかばの減額の大きな理由っていうのが、今年年長になるクラスというのがかなり人数が少なくて、その部分での減額が一番大きな理由になります。園の定員がその定数に満たない場合、どうしても補助金額が減額の方に働く傾向というのがございます。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

分かりました。この補助金は、前もって町の方からこれだけの補助金を出しますというふうに、町の方からまず言うんですかね。それとも保育園の方からこういう補助を欲しいと、どちらなんですか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

毎月、園の方から請求書を頂いております。定員数によって単価が決められており、その単価掛ける保育所に入所されてる人数であったりだとか、主任保育士がいるからとか加算を付けた上での請求になりますので、1日時点の入所数をその単価に掛けた上での請求書を毎月役場に頂きまして、それで役場で人数とのチェックをしてお支払いしている状態です。

○委員長（金子恵委員）



いいですか。今、96、97ページをとばして次のページにいきましたけど、この辺りで全体的に。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

今の質疑と同じところなんですが、児童福祉費運営費の18節の一番上に書いてある障害児保育事業補助金なんですが、これ単純に5年度の当初予算と比べると30%ぐらい減っているのかなと思うんですが、これはまずどういうもの、300万円っていうのを1カ所に補助するのか、この下にある各保育園等に障害児保育の状況に応じて分配しているものなのか。内容とあとその減額の理由をお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口陽子君）**

障害児補助金につきましては、障害児の入所をされている方に応じて金額が異なってきます。新制度が始まった時に、運営費で補助、障害児の加算も付いているんですけども、一律の加算しか付いていませんので、2人、3人と障害者が増えた場合に、一定の額しか変わらずもらえないので、町独自で2人以上受け入れている場合は、7万4,140円を補助を1人につき追加させていただいております。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

今の金額、7万4,000円っていうのは月額ですか。ちょっとよく分からなかったのでもう1回説明してもらって。あと減額の理由ですよ、その5年度478万円あったんですけど、要するに対象者が減ったのか。あと全体で何人分になるのかとか、ちょっとその辺分かればお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

宮司課長。

**○こども政策課長（宮司裕子君）**

7万4,140円というのは毎月の額になりまして、人数につきましては8名分になります。昨年度とは人数の減が理由になります。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

岡田委員。

**○委員（岡田義晴委員）**

同じ97ページの18節の補助金、放課後児童クラブ運営費補助金ということで、その中で支援員についてのいろんな補助ということですが、恐らくこれだけの額ですので、義務教育の延長上というので捉えてるということで、この支援員の資格というか、恐ら

く教員免許とか養護教諭の免許が要ると思うんですが、その辺を詳しく教えてください。

○委員長（金子恵委員）

神崎主査。

○主査（神崎勇典君）

支援員の資格なんですけれども、委員おっしゃられるとおり教員免許であるとか保育士の資格、そういったものをお持ちの方で、さらに県の認定研修を受けた方が支援員の資格を持つようになっています。あと前後するんですけれども、認定の要件として教員免許、保育士資格もしくは幼稚園教諭、あとは一定の実務経験を持っている者、そちらが県の認定資格研修を受けると放課後児童支援員という資格を取れるようになっています。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

支援員の年齢制限というのは設けてありますか。

○委員長（金子恵委員）

神崎主査。

○主査（神崎勇典君）

特に年齢制限は設けておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。今99ページまで来ていますが、場内の時計で11時20分まで休憩します。

（休憩 11時04分～11時18分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

99ページまでいっておりましたので、102、103ページから再開したいと思います。質疑はありませんか。児童館費です。よろしいですか。それでは104、105ページ、上段の分、児童福祉費の全てがこども政策課の所管になっています。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

105ページの児童館施設整備工事費は、上長与児童館のエアコンだったと認識しているんですが、これを現状どのような状況になっているのか、現状と対応、どういう修理なのか全取り替えなのか、この辺りもお願いします。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

現状、故障しておりますので取替工事を行う予定にしております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。戻っても構いませんので、次進めます。110、111ページ。堤委員。

○委員（堤理志委員）

上長与児童館のエアコンの修理の件なんですけど、上長与児童館はたしか長与ニュータウンの中の防災センターと同じ館の中にありますよね。効率性から言って、防災センターのまずエアコンの状況も確認して、もし両方劣化が進んでいるようだったら、それぞれやるよりももしかしたら同時にやった方が、担当課が違うけども、連携してその辺り調査はされたのか。していないようだったらされた方がより効率的に事業ができるのかなという気もするんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

上長与の児童館につきましては防災センターとは別の場所にありますので、児童館について単体での工事を計画しております。

○委員長（金子恵委員）

神崎主査。

○主査（神崎勇典君）

少し補足させていただきます。建物としては一体なんですけれども、1階の児童館と2階の防災センター、普段はシャッターとかで区切ってしまっていて完全に施錠は別になっていますので、なので児童館単体で工事を検討しております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。次の112、113ページ、こちらで質疑はありませんか。母子衛生費の方に入っていきたいと思います。これが、次の115ページまで続きます。質疑はありませんか。よろしいですか。それでは176、177ページ、幼稚園費です。それでは歳入歳出いずれでも結構です。それと、主要な施策に関する説明書等の説明もありました。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

6年度の国の少子化対策の加速化プランの中にヤングケアラー支援とかっていうのもあるんですけど、今ちょっと今日の質疑等の中では、先ほどのこども家庭センターっていう中でそういうヤングケアラーとかの相談とかも受けられるみたいなことでちょっと話が出ましたけど、特に事業として予算の中にはそういったヤングケアラーの支援や対策はないと思うんですけど、そういうのは特にないんですかね。さっきのこども家庭センターで相談等を受けるぐらいですかね。何か町としてヤングケアラー、今後でも支援や何か対策っていうのはこども政策課で何か考えられるんでしょうか。なければ結構で

す。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

ヤングケアラーに対する予算っていうのは今年度も特に計上しておりませんが、ヤングケアラーにつきましては全く対応していないというわけではなくて、家庭の中にこのヤングケアラーの可能性が高いということでの支援というのは、現在も行っているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

支援っていうのは具体的に、予算化されてなくてもできる支援っていうのはどういうものなんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

家庭訪問を行ったりとか、あとはそういう不登校であったりとか、就労につながっていないというようなケースも考えられますので、そういうふうな所属しているところがあれば、その所属機関と連携したりとか、そういうふうな支援を行っているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

99ページの学ぶ保育士等応援事業補助金というのは、これは県の新規事業ということで保育の充実を図るという説明で、これだけの予算で多分研修等に参加した場合の参加費ということでしたが、説明の中に要件をっていう言葉がありましたが、要件ということは条件をっていうか義務ということでは理解してよろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

実際に研修に参加していただくということが条件になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、こども政策課の質疑を終了します。お疲れさまでした。ありがとうございました。

す。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### ○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより住民環境課の審査に入ります。まずは提案理由の説明を求めます。

細田課長。

#### ○住民環境課長（細田愛二君）

それでは住民環境課所管分につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

歳入歳出ともに主なものについてご説明させていただきます。まず歳入でございます。説明書の14、15ページをお開き願います。一番上になりますけれども、12款1項2目衛生費負担金2節清掃費負担金の長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金は、施設組合へ派遣しております職員3名分の給与負担金収入でございます。次のページをお願いいたします。下段の13款2項1目総務手数料1節住民関係証明手数料は、住民係窓口におけます各種証明書の発行手数料で、令和5年度までは、戸籍、住基、印鑑証明および諸証明と、4つの節に分けておりましたが、令和6年度からは1つの節に統一いたしております。2目衛生手数料1節清掃手数料は全て住民環境課所管で、ごみ収集手数料はごみ袋の販売代金および粗大ごみ戸別収集手数料を計上。し尿収集手数料は、くみ取り世帯および仮設トイレのし尿収集に係る手数料。一般廃棄物処理業等許可手数料は一般廃棄物の収集運搬の許可に係る手数料収入でございます。2節滞納繰越分は、し尿収集手数料の滞納繰越分。次のページに移りまして、3節犬登録手数料は、犬の登録および予防注射済票の交付手数料でございます。一番下の段に行きまして、14款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金は、1番目の社会保障・税番号システム改修費補助金につきましては、戸籍システムの振り仮名通知出力機能整備改修に対する補助、次の個人番号カード交付事務費補助金はマイナンバーカード交付事務に係る経費に対する補助で、いずれも補助率は100%でございます。次のページをお願いいたします。3目衛生費国庫補助金2節清掃費補助金は合併浄化槽設置に対する国庫補助、下段の3項1目総務費委託金、次のページに移りまして、2節戸籍住民基本台帳費委託金は、中長期在留者住居地届出等に係る事務委託金でございます。次のページをお願いいたします。15款2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金の1番目、浄化槽設置整備補助金は合併浄化槽設置に対する県補助、4つ下に行きまして、長崎県地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金は、省エネ住宅の建築や太陽光発電設備等の設置助成事業に対する県補助でございます。次の2節清掃費補助金は、大村湾一斉清掃や海岸漂着物発生抑制に係る活動に対する補助金でございます。次のページをお願いいたします。3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金は、人口動態に関

する調査事務委託金とパスポートの申請交付に関する市町村権限移譲等交付金でございます。一番下の3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金は、墓地と公害に係る権限移譲等交付金を存目計上いたしております。次のページをお願いいたします。16款1項2目利子及び配当金1節利子及び配当金は、下から3番目になります収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入が所管分で存目計上でございます。続きまして34、35ページをお願いいたします。20款5項3目雑入1節雑入でございますが、次のページに移りまして、一番上になります資源売払収入は、段ボールなどの紙類およびアルミ缶など金属類の売払収入。そして3つ下に行きまして、収入印紙及び長崎県証紙売りさばき手数料は、パスポート用の収入印紙および長崎県証紙の売りさばき手数料。さらに3つ下に行きまして、「ながよ町の自然」売払収入は存目計上。5つ下に行きまして、広告掲載料のうち80万円が所管分でございます。これはごみ収集カレンダーへの広告掲載料の収入でございます。次に下から11番目になりますが、使用済小型電子機器等引渡し収入は、スマートフォンや携帯ゲーム機など小型電子機器の売払収入で存目計上。2つ下に行きまして、トイレットペーパー売払収入はリサイクルトイレットペーパー「ふわあっち！」の売払収入で存目計上でございます。以上が収入でございます。

続きまして歳出でございます。74、75ページをお開き願います。下段になりますが、2款3項1目戸籍住民基本台帳費は全て住民環境課所管分でございます。1節報酬から次のページに移りまして、4節共済費までは住民係職員ならびに会計年度任用職員の人件費でございます。7節報償費は、マイナンバーカードの申請や受取手続においてサポートいただいた方に対する謝礼でございます。11節役務費につきましては、パスポート申請書類およびマイナンバーカード交付事務に係る郵送料、コンビニ交付における証明書発行委託手数料などでございます。12節委託料につきましては各種機器類の保守委託。18節負担金、補助及び交付金は、コンビニ交付事業の運営に係る負担金などでございます。続きまして116、117ページをお開き願います。4款1項5目環境衛生費は全て所管分でございます。1節報酬は、環境保全や公害などについてご審議いただいております環境審議会委員9名分の報酬でございます。12節委託料につきましては、一番上の水質調査委託料は大村湾と河川の水質調査委託で、湾内7カ所を年6回、河川につきましては18カ所を年3回、遊泳場3カ所を年1回実施いたしております。その下のコンポスト跡地調査等業務委託料は、水質やガスなどのモニタリング調査を行っているものでございます。次のページをお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金は、各種協議会等の負担金ならびに長崎市営火葬場維持管理負担金でございます。火葬場負担金につきましては、長崎市もみじ谷葬斎場の使用に際しまして、長崎市に対し長与町分の火葬件数の比率に応じて負担金を支払うものでございます。次に6目狂犬病予防費も全て所管分で、狂犬病予防注射や犬の登録などに係る経費でございます。7目地球温暖化対策費も住民環境課所管で、12節委託料の算定業務委託料は温室効果ガス排出量の算定調査分析業務委託、18節負担金、補助及び交付金のうち、脱炭

素化重点対策加速化事業補助金は、省エネ住宅の建築、太陽光発電設備および蓄電池設備の設置に対する補助でございます。下段の2項1目清掃総務費も全て所管分でございます。2節給料から次のページに移りまして4節共済費までは、環境係職員の人件費でございます。7節報償費の資源ごみ回収報奨金は、子ども会や自治会などが集めた紙類、瓶類などの資源ごみ回収報奨金、環境サポーター謝礼につきましては本町の環境保全や廃棄物対策に関する事業に活動いただいております環境サポーターに対する謝礼でございます。12節委託料は、例年実施いたしております町民一斉清掃、精霊流し、大村湾沿岸一斉清掃時の収集、運搬、処理に係る委託料と、きれいな町まちづくり事業委託料につきましては、常設倉庫の資源回収、ごみステーションボックスの補修などの委託業務でございます。続きまして、2目ごみ処理費はこちらも全て所管分でございます。1節報酬から4節共済費までは、直営班として高齢者等ごみ出し支援や粗大ごみ回収などに従事しております会計年度任用職員の人件費でございます。次のページをお願いいたします。12節委託料でございますが、ごみ収集委託料は、可燃、不燃などの各種ごみおよびビン、缶、紙類等の資源ごみの収集運搬に係る業務委託。ごみ収集手数料徴収業務委託料は、ごみ袋の店舗販売に対する委託手数料。ごみ袋作成業務委託料は、町指定ごみ袋の作成業務委託でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、各種講習会時の負担金、生ごみ処理機の購入に対する補助金、自治会の資源ごみ拠点回収に対する助成金、そして長与・時津環境施設組合運営費の長与町負担分でございます。次に3目し尿処理費でございますが、こちらも全て所管分でございます。このうち12節委託料につきましては、し尿収集委託料は、し尿の収集、運搬に係る業務委託。し尿処理委託料は、長与浄化センター内にありますし尿投入施設への処理委託。し尿投入施設運転管理業務委託料は、し尿投入施設の運転管理業務委託でございます。以上が歳出でございます。

続きまして、主要な施策に関する説明書の説明に移らせていただきます。11、12ページをお開き願います。住民環境課では、4つの施策について掲載させていただいております。このうち、一番上の脱炭素化重点対策加速化事業補助金につきましては、令和6年度の新規事業でございます。内容といたしましては、温室効果ガス排出量を削減するとともに町の脱炭素化を図ることを目的といたしまして、省エネ住宅の建築、太陽光発電設備および蓄電池の設置費用に対して補助金を交付するものでございます。補助額といたしましては、省エネ住宅の建築におきましてはZEH住宅については一律55万円、ZEH+住宅につきましては一律100万円、太陽光発電設備につきましては1キロワット当たり7万円、蓄電池につきましては設置費用の3分の1を助成する内容で今のところ予定いたしております。資源分別収集助成金につきましては、令和5年度から助成金の算定方法を見直しており、令和6年度におきましても引き続き同じ算定方法での助成金交付を予定しております。ごみ収集委託業務および長与・時津環境施設組合負担金につきましては、例年どおりの事業内容となっております。続きまして、24ページを

お開き願います。こちらは特別職・非常勤職員の報酬一覧でございますが、住民環境課所管分は環境審議会委員報酬について掲載いたしております。続きまして30ページをお願いいたします。30ページは補助金・負担金一覧でございますが、30ページ上段に住民環境課所管分を掲載させていただいております。次に43、44ページをお願いいたします。基金の状況でございますが、住民環境課所管分は下から3番目の収入印紙及び長崎県証紙購入基金でございます。以上が住民環境課所管分の令和6年度予算に関する内容でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので質疑に入ります。まず、歳入の14、15ページから始めます。これは一番上です。清掃費負担金、ここが住民環境課の所管になっています。質疑はありませんか。では次行きます。16、17ページ、これは下段の方です。住民関係の証明が4つが1つになったということで計上されています。あとは清掃手数料。質疑はありませんか。いいですか。では次、18、19ページ、上段の犬登録の分と下の社会保障・税番号関係です。それでは次行きます。戻っても構いませんので進めます。20、21ページ、清掃費補助金循環型社会云々かんぬん24万9,000円、これが所管です。よろしいですか。では、22、23ページ、これは一番上です。19万4,000円が所管分です。いいですか。進めます。24、25ページ、これは真ん中辺り浄化槽設置整備補助金、これが所管分になってます。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の浄化槽設置整備補助金ということで計上されてますが、令和6年度でこの浄化槽設置をもう申請なり、どこか該当する場所というのはもう既に決まっているのか、もしくは想定で上げているのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

計上は一応1基分を予定として計上させていただいております。ただその1基分がどこというのは特に決まっているわけではなくて、例年計画上1基分の補助を県の方に上げておまして、その分での計上とさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

25ページ、15款2項3目1節保健衛生費補助金の一番下の長崎県地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金、これ歳出の方でもご説明いただいた、主要な政策の方にもある補助金ですが、これ前にこういうZEHの補助金というのを導入できな



いかっていうのを一般質問等で行った時に、国の補助金がかかなり競争率が高くてなかなか取れないけれども努力検討していただけるという話だったんですが、今回これ県の補助金ですよ。国の補助金ではなくて、県の補助金も内容的には同一のようなものなのかっていうことと、先ほど住宅建設だけじゃなくて蓄電池とかにもということでしたけど、これは家、ZEH+で100万円ということでしたけど、それぞれに上限何件まで、1,740万円のうち例えばZEH+の方は5件までとか、それぞれに件数とかの上限があるのか、それともトータルで上限に来たら打ち切るのか、ちょっともう少し説明をお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

細田課長。

**○住民環境課長（細田愛二君）**

まず今回の重点対策加速化事業の補助金ですけれども、もともとはといいますか国の方の補助金でありまして、そこに当初5年計画で計画書を出すようになっていまして、そこに県が県の事業として国に補助金を申請するんですけど、そのときに市町にも声がかかりまして、県が代表して申請するのでそれに一緒に乗りませんかといった形で話があって、長与町もそこで手を挙げさせていただいて、なので県が一応補助金申請をした形で、県に補助金が下りて間接補助みたいな形で町の方に下りてきますので、一応県補助金ということで予算は計上させていただいております。そして、今度事業の内容ですけれども、一応予算上予定しておりますのが、ZEH住宅については2件分、ZEH+住宅については6件分、あと太陽光と蓄電池につきましては設置するキロワットごとで変わってくるものですから、件数というのは何件までというのはいないんです、金額でいくもんですから、おおむね10件程度を想定しておりまして、太陽光と蓄電池はセットで上限の100万円までということは一応設定させていただこうかなと思っています。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

今のご説明はよく分かりました。今の話で5カ年の計画ということだったかと思うんですが、そうするとこの同じ内容の補助金は5年間ぐらいいは出ると考えていいのか。以前の国の補助金の話の中で競争率が高くて、すぐ埋まってしまうということだったので、例えばもう6年度だけとかっていうことにはならないんですかね。その辺の計画っていうのがあればお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

細田課長。

**○住民環境課長（細田愛二君）**

5カ年計画と言ったんですけど、一応令和5年から令和9年までの5カ年計画ということで当初計画されていまして、長与町はちょっとなかなかこう多分5年度からの申請

をしなかったのはちょっと準備期間等を考慮してということで聞いているんですけど、ただ6年から9年までの4カ年は同じような事業をしようということで計画書を出させていただいて、採択を受けております。ただこの補助金の性質上、一応同額でいく予定で計画は出しているんですけど、恐らくそういうことでなかなかこう、どこも手を挙げてくる人気がある補助金っていうことなんでしょうけど、実績状況に応じて翌年度の補助金が減額されたりとかいうことも聞いておりますので、実際それが4年間続くかどうか分かりませんが、一応予定としましては同額、もしくは増えるかもしれませんし、どちらの要素もあるんですけど、4年間、令和9年度までは最低でも続けていくという計画ではおります。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

少なくとも6年度単年度ではなさそうということですね、分かりました。最後に1個だけ、ちょうど今、令和5年度からの本来は計画検討してはという話でしたけど、ちょっと実際にご相談があったのが、こういうZEH補助金がありそうという話をした時に、もう5年に家を建てて、ZEH+か分からないけど、ZEHの家を建てたという人がいて、さかのぼって補助することは難しい、できるか、できないか。

**○委員長（金子恵委員）**

細田課長。

**○住民環境課長（細田愛二君）**

結論から言わせてもらいますと、できないということになります。条件として、申請時点では工事未着工というのが条件になってますので、該当しないと思います。ただ、今国の補助金の方でも同じようなZEHとかZEH+に対する国の直接補助もやっていますので、年齢とか子どもの年齢にもよるんですけどこどもみらい住宅支援事業とかいった補助金でZEHであったりもしくは長期優良住宅といった建物に対する補助も去年とか一昨年とかもやっていたので、もしかしたらそちらの方に該当するかもしれませんが、一応うちの方としては該当しないということになります。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

あと数分で12時になりますので、所管の皆さまには申し訳ないんですが、13時15分からの再度開始ということでよろしいですか。

それでは場内の時計で13時15分まで休憩します。

（休憩 11時58分～13時12分）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

午前中より引き続き、住民環境課の質疑を行います。26、27ページ、ここから再

開したいと思います。質疑はありませんか。これが3目と一番下段の存目の分です。では、28、29ページ、利子及び配当金、これも存目の計上になっています。下から3行目です。では次、雑入に入ります。36、37ページ、ここが6カ所ほど所管分が入っていますが、質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

37ページの一番上の資源売払収入ですが、資源についてはいろんな相場の上がり下がり等もあると思うんですが、令和6年度は予想としてはどのような状況なのか分かればお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず資源の売り払いの状況なんですけど、まず令和4年度としまして現状令和5年度が大体の平均ですけれども、上がってるものもあれば下がってるものとかもあるんですけれども、単価的にはですね、大体総額で考えると令和5年度は紙類、金属類ともに単価は下がってきている状況です。で、令和6年度の予算の出し方としましては、一応過去3年間の平均を取らせていただいて、その平均を基に単価を出して計算させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。今、雑入のところですが、よろしいですか。最後に歳入全般でまた聞きますので、歳出の方に移ります。74、75ページ、下段の戸籍住民基本台帳費が所管です。これが次の77ページ、下段近くまで住民系の所管です。質疑はありませんか。よろしいですか。戻っても構いません。次に進みます。116、117ページ、環境衛生費が環境系の所管です。質疑はありませんか。次、118、119ページ。

西田委員。

○委員（西田健委員）

長崎市の市営火葬場維持管理負担金についてなんですけども、今、長崎市の方では火葬場の建て替えを検討中かと思うんですけども、私の情報からいくと、ホームページで令和4年のものなんで、本町として何らか検討の中に関わっているのかどうか、お伺いしたい。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

火葬場の長崎市の建て替えにつきましては市営でございまして、原則長崎市の方で、正式名称ちょっと分からないですけど、委員会か協議会なりを作られて検討しているようございまして、ただ、そこでいろいろ提案していく中で、事前に一応長与町と時津

町の方には全てではないのかもしれないですけど、長与町と時津町の方に一応お伝えしておかなければならない情報であったりとか、そういったものの報告等はあっております。で、その中で意見を求められるようであれば意見をするんですけど、一応今年度意見を求められたという経緯はないんですが、ただ、現状の報告というのは今年度もあっております。そういう状況です。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

もう一度確認ですけど、そしたらいろんな検討状況には、時津、長与は、今のところは何も入ってないということなんですね。関わっていないと。ただ、情報だけを聞いている。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

正式な委員会の委員としてということではないですけども、そこで、もまれるような議題になるようなことであったりとか、事項についての報告とか現状どういった方向で動いていって、こういったスケジュールでいってとか、大体そういった内容ですね。例えば建設に当たっての細かい部分についての意見とか、そういうのは全然言う立場でもありませんので、そういったことでは入っておりません。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

委託料の上から3段目、コンポスト跡地調査等業務委託料は、高田中学校の脇の下、椿林の所の調査委託料と認識してよろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

はい、そのとおりでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次進みます。次の清掃費ですね。そして120、121ページのごみ処理費、ここまでで質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

その清掃費の123ページの12節委託料のごみ袋作成業務委託料ですが、毎年一定当然かかるものですけども、これを削減する方策として一部自治体ではごみ袋に広告

を掲載するっていうことで、広告料をこっちの作成料に充てたりっていう所があるんですが、その方法には限らないんですけども、何らかごみ袋の作成料っていうのをちょっと抑える検討とかそういうのはなされていないんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

確かにごみ袋の作成委託料については年々ちょっと上昇傾向にはあるんですけども、抑えるといいますか対策としましては、現状検討しておりまして、ちょっと今一つ考えているのがあるんですが、まだそれをするかどうかちょっと何とも言えないので、あくまで検討中なので詳しいことは差し控えさせていただきたいと思うんですが、発注の方法であったりとか、例えば材料がやはりどうしても今物価高騰の影響で上がり下がりが単価が激しいもんですから、1年通しの契約というのを令和5年度からはやめておりまして、半期ごとの前期と後期に分けて6カ月ごとの契約にしております。というのが例えば、1年契約にして年度当初に契約した時にもし単価が高かったらそれで1年間いくもんですから、途中でもし原単部分、材料が下がった場合でもその単価で1年間いくもんですから、一応半期ごとに分けてということで令和5年度一応これでやってみたところなんです。で、令和6年度以降は半期ごとは続ける予定なんですけど、ちょっと材料の仕入れであるとかいったところで、どうしても材料の単価でかなり左右されてくるもんですから、そこら辺は何か抑えることができないかということをやっと今検討しているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

今、同じところなんですけど、これ業務委託料ということですので材料費も含めてのものなのだろうというふうには思いますが、こちら作成していただいている方たちがいらっしゃって、安全性とかそういうものの観点から指導されているということで、多分ほほえみの家辺りでされてるのかなと思いますが、この作成の機械自体なかなか古くて、だましまし使っているという話をちょっと聞いたんですが、この作成料の4,556万3,000円ということで今回上がってますが、万が一機械が壊れて使えなくなった場合のこの委託というのは継続できるのかなというところの懸念もありますが、そういう時の機械自体というのは購入は町になるんですか、その委託をされている側になるんでしょうか。

○委員（堤理志委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず今委員おっしゃった機械が古くなっていっぱいいっぱいの状態をしているという情報はちょっとうちに入ってきていなかったものですから、何とも言えないところもあるんですけども、ただもしそれが壊れた場合については基本的には受託者側の負担になるのではないかということで考えております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

今の件は分かりました。それと戻って申し訳ないんですが、120、121ページ、きれいな町づくり事業委託料ということで、こちらも1,331万2,000円計上されていて、これは常設倉庫分ということで現在6カ所ということで間違いないでしょうか。今何箇所あるのでしょうか。

○委員（堤理志委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

6カ所でございます。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

常設箇所6カ所によっては量的な差というのはかなりあって、この役場の方が一番多いのかなと思いますけれども、地域的に役場は中心部なので持ってきやすいというものもありますけれども、今後常設倉庫を増やすことで、月の拠点回収というのを軽減していく方向ってというのは考えられないのかなと思って。この金額を見ると結構な金額だなとは思いますが、ちょっと質問させていただくんですけど、その考え方をお聞きします。

○委員（堤理志委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

常設倉庫の設置につきましては、ちょっと何年ほど前か分からないんですけど、以前保環連を通じてだと思んですけど、自治会の方で常設倉庫を置いていただけるような自治会はありませんかというのを何かちょっとお伺いしたことがあるというのをちょっと聞いたことがありまして、ただ管理の問題であったりとか、そういった点からなかなかうまく進まなかったという話も聞いております。ただ、実際拠点回収は各自治会の方で行っていただいているんですけども、今保環連の方でも拠点回収の在り方についてそういったご意見もいただいております、先般本会議の方でも一応答弁させていた

だいたいの経緯もあるんですが、その保環連でもいろんな意見が出ておまして、あとそれとそれも踏まえた上で、あと資源化物を搬入するクリンパーク、クリーンセンターですね、あそこの処理できる状況というのものもあるものですから、そこら辺りを総合的に勘案したところで最終的に拠点回収をどうしていくかっていうのを検討していかないといけないということで思っています。その中で併せて、じゃあ常設倉庫はどうするのかと、増やすのか例えばもう減らすのか、もう全部ステーション回収にするのか、そういったところも併せて検討していかないといけないのではないかなと思うんですが、やはり町民の方々の利便性であったりとか、住民サービスの向上を図る観点からいって、そういったところも含めたところで慎重に判断していかないといけないのではないかなということ考えております。

**○委員（堤理志委員）**

委員長を交代します。

**○委員長（金子恵委員）**

他に質疑はありませんか。今122、123ページのところまでできてます。それでは歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。それと主要な施策に関する説明書の説明もありました。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

117ページの猫の不妊・去勢事業委託料でお伺いしたいんですが、これは要するに動物愛護法の関係ということで、県との兼ね合いありますので県との連携も含めてお伺いしたいんですが。聞くところによりますと新しい県知事の方で殺処分ゼロを目指すということで、そういう考え方だということで、それは動物愛護の精神にのっとった形で理解はするんですが、そうなった場合に例えば当然長与町内にも地域猫とはまた別に野良猫がいます、野良猫が子どもを産んでそれが自分の軒下で産んだという時に、これまでは役場の方で決まった曜日等、譲渡会に持っていくか、もしくは何らかの役場の方で対応されていたと思うんですが、これが知事の方針によって何か役場としての対応が、令和6年度もですが何か変更があるのかどうか。今までとの取り扱いが変わっているというようなことはないのでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

細田課長。

**○住民環境課長（細田愛二君）**

委員おっしゃられたとおり県の方針によりまして猫の殺処分をゼロにするということで、令和4年10月から犬と猫の引き取りというのを県が行わないようになっております。それで、それ以降なんですけれども、結局引き取りを県が行いませんので、町としても今まで曜日を決めてしていたんですが、それはもう結局しないようになりました。で、そういったもし野良猫に対する苦情等につきましては、基本的には県の所管になっ

てくるんですけれども、町の今対応としましては、生まれた子猫とかそういったのをどうしたらいいのかというご相談については、県の方に指導を仰いでくださいということをお願いしているところがございます。ただ、現状県の方の会議でもお伺いしてますけれども、やはり野良猫に関する苦情が令和5年度はかなり増えているというような話は聞いております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

これは私の意見じゃなくて、ちょっと地元の人から聞いたことなんですけれども、そうやってきた場合に心配されているのが、もう宙ぶらりんになってしまっているのが、例えば譲渡会が既にたくさん充実したり、地域猫活動が同僚議員も言われていたように充実してくればまた別なんですけど、そういう体制が整わない中で受け取らないということになりますと、今度は野良猫の繁殖がもっと急激に増えてきて、住民の住環境が悪化してくるということになると今度は町の住民環境課の事務負担なんかも変わってくるんじゃないかと思うんですけど。その辺りの問題点をやはり県と十分協議する必要があるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

野良猫対策の件につきましては、県の方とも野良猫が増えないような対策をとということで、どうにかいろんな対策ができないかというようなことで、県の方とも協議はさせていただいているところがございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで住民環境課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で13時50分まで休憩します。

（休憩 13時38分～13時45分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより福祉課の審査を行います。まずは提案理由の説明を求めます。

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）



皆さまお疲れさまです。それでは福祉課所管につきまして、説明書に沿ってご説明させていただきます。まず歳入でございます。説明書の12、13ページをお開きください。12款1項1目3節老人福祉費負担金のうち、老人福祉施設入所者費用徴収金、その下の過年度分、その下の高齢者生活福祉センター利用者負担金が所管分でございます。老人福祉施設入所者につきましては2名分、過年度分につきましては平成30年度に高齢者虐待により措置を行った1名分、高齢者生活福祉センターにつきましては12名の入所者分となっております。次のページをお開きください。13款1項2目1節社会福祉使用料は、老人福祉センター丸田荘の入浴施設の利用料でございます。次に18、19ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち3億8,781万円が所管分で、障害者福祉サービスなど障害者の自立支援給付費に係る2分の1の国庫負担分でございます。次に14款2項2目1節社会福祉費補助金のうち1行目と2行目が所管分で、地域生活支援事業補助金につきましては、障害者の生活支援事業に対する2分の1以内の国庫補助、生活困窮者就労準備支援事業等補助金は2分の1の国庫補助となっております。次のページに参ります。一番上の行でございます。3節老人福祉費補助金の老人保健事業推進費等補助金（原爆分）のうち507万4,000円が所管分で、原爆被爆者対策の特別事業として窓口や電話などでの相談業務に対する国庫補助でございます。10分の10の補助でございます。次のページをお開きください。中ほどになります。15款1項1目1節社会福祉費負担金、2行目になります障害者自立支援給付費負担金のうち1億9,390万5,000円が所管分で、4分の1の県負担分となっております。下の方に参りまして、15款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、1行目から3行目までが所管分でございます。戦没者慰霊碑等維持管理費補助金と福祉医療費補助金につきましてはともに2分の1の補助、地域生活支援事業補助金は国庫補助額の2分の1の補助となっております。次のページに参ります。中ほどです。3節老人福祉費補助金のうち、在宅福祉事業費補助金が老人クラブの活動に対する補助金で、補助基準額事業費の3分の2の補助となっております。次のページをお開きください。下の方に参りまして、15款3項2目1節社会福祉費委託金は、原爆被爆者対策事務に係る交付金と、障害者手帳の交付事務等に係る権限移譲、そして戦傷病者の補装具支給等の請求事務に係る権限移譲の交付金となっております。全て所管分でございます。次のページをお開きください。下の方に参りまして、16款1項2目1節利子及び配当金の上から4行目、地域福祉ボランティア基金運用収入は所管分でございます。次のページをお開きください。17款1項3目1節社会福祉費寄附金につきましても、所管分でございます。34、35ページをお開きください。20款3項1目1節貸付金元利収入のうち、2行目の災害援護資金貸付金元利回収金は、平成3年の台風災害での貸付金回収分で、現在3名の方からの徴収を行っているところでございます。続きまして、同じページの20款5項3目1節雑入のうち、上から7行目の清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち7万2,000円、2つ下、各種施設電話使用料

のうち1,000円、その7つ下、高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費返還金、それから次のページに参りまして、上から2行目、丸田荘利用料、それから37ページの下から3行目の高額療養費（外来年間合算）支給に伴う福祉医療費返還金、その1つ上になります緊急通報システム事業利用者負担金が所管分でございます。丸田荘利用料につきましては、丸田荘1階部分を社会福祉協議会がデイサービスを利用しておりまして、その分の賃借料と光熱水費の案分負担分でございます。次に、同じページの2節臨時特別給付金返還金も所管分ございまして、令和4年度に臨時特別給付金において給付後に課税変更により非課税から課税に変わられた方、10万円を給付された方でございますが、この方1世帯につきまして現在分納にて返金していただいているところでございます。月額が2,000円でございます。以上で歳入についての説明を終わります。

続きまして歳出に参ります。84、85ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費でございますが、1節報酬は上から3つの民生委員児童委員推薦会、地域福祉ボランティア基金管理委員会および地域福祉計画推進委員会の委員報酬が所管分でございます。2節給与、3節職員手当等、4節共済費のうち、住民福祉部長および福祉課職員12名の人件費が8,977万6,000円でございます。7節報償費のうち2行目の原爆受難者の碑管理謝礼、あと8節旅費につきましては、普通旅費のうち7万3,000円、費用弁償のうち3万4,000円、次のページに参りまして、10節需用費につきましては消耗品費のうち4万5,000円、食糧費につきましては全額1万5,000円が所管分でございます。12節委託料は全て所管分で、1行目の地域福祉等推進特別支援事業委託料につきましては、自治会を中心に実施しております福祉員による高齢者の見守り事業について社会福祉協議会に委託を行っており、現在11地区の自治会で活動されております。令和6年度も新規地区増を目標にお願いするものでございます。次の生活困窮者就労準備支援事業等委託料につきましては、住民相互の支え合いネットワークづくりやボランティア活動などの支援を通じて、住民参加による地域づくりを推進いただくために委託しているものでございます。成年後見制度利用促進中核機関運營業務委託料につきましても、社会福祉協議会に委託するものでございますが、社会福祉協議会と共同で実施しているものでございまして、高齢者や障害者の権利擁護や成年後見制度の利用促進を中心となって推進するための委託の事業となっております。13節使用料及び賃借料、1行目、自動車借上料は所管分でございます。18節負担金、補助及び交付金では、下から2行目以外が所管分ございまして、7行目の長与町社会福祉協議会運営補助金につきましては、社会福祉協議会の会長、事務局長および総務地域福祉業務に携わる職員17名分の人件費に係る補助金で、17名のうち正規職員の方の処遇改善を行うために、昨年度と比べまして約600万円の増額をお願いするものでございます。また、その下の老人福祉センター運営補助金につきましては、施設の整備、保守点検等、あと玄関屋外屋根防水工事などの工事、その他修繕等、それから平日時間外と休日の管理人の人件費の補助となっております。一番下の行の福祉避難所運営負担金につ

きましては、台風や豪雨など災害時に配慮が必要な方が避難するための福祉避難所、現在長与町内に2カ所協定を結んでおりますが、そこが開設された際に施設での消耗品費や人件費等につきまして町が負担をするものでございます。19節扶助費につきましては、下から3行目の小児災見舞金が所管分でございます。次のページに参りまして、2目障害者福祉費でございます。1節報酬では、1行目の障害者自立支援認定審査会委員報酬から6行目の手話通訳者報酬までが所管分でございます。このうち一般事務補助パート報酬、障害者相談支援専門員報酬、手話通訳者報酬につきましては、福祉課での窓口業務等を行っている会計年度任用職員分の報酬となっております。3節職員手当等のうち184万1,000円、4節共済費のうち121万2,000円が所管分でございます。それぞれ会計年度任用職員分でございます。7節報償費のうち4行目、長崎地域福祉有償運送運営協議会委員報酬費、8節旅費につきましては普通旅費のうち11万8,000円、研修旅費の1万9,000円、費用弁償のうち17万1,000円、会計年度任用職員通勤手当のうち10万8,000円、10節需用費につきましては消耗品費のうち11万8,000円、4行目の印刷製本費につきましては全額、修繕料のうち2万2,000円が所管分となっております。11節役務費につきましては、1行目の通信運搬費、あと3行目から7行目の成年後見制度利用支援事業事務手数料までと、一番下の行の手話通訳者頸肩腕検診手数料が所管分でございます。次のページにまいります。12節委託料につきましては、下から2行目のひばり学級施設管理委託料以外が所管分でございます。4行目の地域活動支援センター事業委託料は、高田郷にありますほほえみの家におきまして、障害をお持ちの方が地域において自立した生活を営むことができるよう、創作的活動、生産活動の機会の提供を行っていただきまして、障害者の就労、社会参加に向けての支援業務を、社会福祉協議会に委託するものでございます。13節使用料及び賃借料につきましては、2行目の有料道路等使用料のうち1万7,000円と、駐車場使用料のうち3,000円が所管分で、いずれも障害支援区分認定調査に伴うものでございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、一番下の行以外が所管分でございます。19節扶助費につきましては、1行目の在宅介護者見舞金から7行目の自立支援医療費まで、その2行下の日常生活用具費から下から2行目、成年後見制度利用支援事業費まで、次のページに参りまして、3行目の身障者医療費と次の難病者医療費が所管分でございます。前のページに戻っていただきまして、4行目、自立支援給付費につきましては前年度比約2,000万円の増額をお願いするものでございまして、令和4年度実績、令和5年度実績見込みから増加率により算出したものでございますが、グループホームへの入所や就労系サービスなどの利用者が増加していることによるものでございまして、障害者の地域生活への移行や社会参加が進んでいるものと考えているものでございます。92、93ページに戻っていただきまして、下の方に参ります。4目原爆被爆者対策費につきましては、全て所管分でございます。続きまして104、105ページをお開きください。3款3項1目老人福祉総務費は全て所管分でございます。

す。7節報償費の長寿者敬老記念品代につきましては、100歳を迎えられる方17名への記念品代、長寿者敬老祝金は100歳を迎えられる17名と、88歳を迎えられる252名への敬老祝金となります。次のページに参ります。12節委託料のうち4行目、緊急通報システム業務委託料につきましては、一人暮らし高齢者など生活に不安がある方に対しましての緊急時通報、日常生活における相談ならびに定期的な安否確認などができる装置を貸与するものでございまして、令和6年1月末現在で設置数が66件となっております。18節負担金、補助及び交付金の2行目になります老人クラブ活動費補助金につきましては、老人クラブ連合会や町内で活動されております30クラブへの活動補助でございます。19節扶助費のうち、3行目高齢者交通費・健康づくり助成金につきましては、高齢者の外出機会と健康づくり、介護予防を目的といたしまして、70歳以上の方全員を対象として、バス利用券、タクシー利用券および健康づくり助成券、いずれか希望する券を2,500円分、対象者に交付をし助成するものでございます。以上が歳出の説明となります。

続きまして224、225ページをお開きください。債務負担行為に関する調書でございます。一番上の長与町社会福祉協議会が金融機関から借り入れる「ほほえみの家」建設事業資金に対する元利補助金が所管分でございます。期間は令和7年までとなっております。

次に主要な施策に関する説明書になります。11、12ページになりますが、高齢者交通費・健康づくり助成事業について記載しております。ご参照いただければと思います。次に24ページの方に所管する特別職・非常勤者職員報酬を掲載させていただいております。30ページが補助金・負担金一覧でございます。所管分が21件ございます。次に43ページ、基金の状況につきましては、特定目的の3番目、地域福祉ボランティア基金が所管分でございます。以上が長与町一般会計予算の福祉課所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。質疑に入ります。まず歳入です。12、13ページ、下段の方ですね、ここから質疑を始めます。質疑はありませんか。では14、15ページ、社会福祉使用料丸田荘の分です。よろしいですか。18、19ページ、社会福祉費負担金の辺りです。下段にもあります。戻っても構いませんので進めます。20、21ページ、これは一番上、原爆分。では次、22、23ページ、質疑はありませんか。それでは、24、25ページ、これは老人クラブの分です。それでは26、27ページ。進めていきますので、戻る場合はページ数を言って、質疑をされてください。28、29ページ、利子、配当金です。次の30、31ページ、こちらの社会福祉費も存目計上になっていきます。次、貸付金元利回収金があります、3人分。で、次が雑入です。36、37ページまで雑入は続きます。それと一番下段の臨時特別給付金の返還金が上がっています。後から歳入の方聞きますので、歳出に入ります。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

37ページの臨時特別給付金返還金のところで、伺った時にはもともと非課税だったので給付金の対象だったけれども、その後課税世帯、一定所得が上がったってということで返還になったということなんですよね。それってどうなんですかね。そういう、その時点でそういう非常に苦しい生活の状況にあった方だからなったのを、通常不利益遡及っていうのかな、所得が上がったからって行って返せってというのが、そういう制度にはなってるんだと思うんですが、ちょっと本人にとって理不尽というか、ちょっと疑問を持つんですが、いかがですか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

この方の返還の理由といたしましては、年金をもらわれていた方ではあったんですけども、年金をもらえる時に内縁の妻である方を配偶者として扶養控除に入れられておまして、その分を修正申告で、配偶者ではありませんので控除額が減額になったことから課税というふうになった分になっております。やはり課税世帯となりますので、今回の分につきましては10万円の分返金いただくというようなところになりました。

○委員長（金子恵委員）

それでは歳出の方に移ります。84、85ページ、社会福祉費、ここからが福祉課の所管が入っていきますが、質疑はありませんか。戻っても構いませんので進めます。86、87ページ。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

87ページの18節、負担金真ん中ほどの社会福祉協議会運営補助金6,900万円ほどありますが、これが完全に運営補助金ですが、それ以外にも上の方に業務委託したりして、社協にはお金を出して、事実上町の下請けみたいな業務をかなりやっていた民間の団体という扱いだと思うんですが、これだけの補助金を出す以上は、当然補助すべき、ちゃんとした運営をしているかというのは、当然町として一定確認等すべきだと思うんですが、ただ議会の方でいろいろ社協のことについて聞こうとすると、町としては社協は別団体だからということで、なかなか答えられない部分が多いので、ちょっと今1点だけ伺いますけど、これだけ運営補助金を出す以上はそういう人事等も妥当なものかっていうのは町の方から一定確認や意見が言えたりしないのかなと思うんですが。何を言いたいかって言うと、社協の会長ですかね、というのは教育長がいつも退職したら、ほぼそのまま社協の会長になっていると思うんですが、これって本来社協の会長となれば、いわゆる福祉に精通したような人になるべきで、教育長というのは教員とかからの経験者であって、ちょっと違うんじゃないかと常々私は思っているんです

が、この点について何か補助金を出す立場として、お考えがあれば伺いたいんですが、もし答えられなければ結構です。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

社会福祉協議会の会長につきましては、理事会での選任というふう聞いておられて、町といたしまして一法人である、社会福祉法人である社協のほうに口出しという言い方がいいのか分かりませんが、意見することってというのはちょっと控えさせていただいているところがございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。次進めます。次、88、89ページ、障害者福祉費、ここが所管になってます。質疑はありませんか。よろしいですか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

91ページ、下段の扶助費の中ほど日常生活用具費ですが、金額は5年度とあまり変わってないようですが、一般質問でちょっと触れた脳原性による障害の方へのおむつの給付というか、これに関してはその後検討などはなされていますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

まず今年度の当初予算っていうのが骨格予算ということになっておりますので、予算立てというのは前年と同じ項目で計算させていただいております。その上でお話をさせていただきますが、ご質問があった部分につきましては現在も調査中というか検討中でございます。なかなか保健所の方との協議がうまくいってないというところが現状でございます。もう少しお時間をいただいて、他の市町がされている所もいろいろ調査させていただければと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では次進みます。92、93ページ、原爆分です。質疑はありませんか。では次、104、105ページ、老人福祉費中段からです。質疑はありませんか。この分が106、107ページ中段まで続きます。質疑はありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

107ページの老人福祉総務費の19節扶助費の一番下の高齢者交通費・健康づくり助成金ですが、こちらについても以前訪問理容とか何かそういうのの利用にできないかという時のたしかご答弁が、今後助成内容、メニューとかを検討し直す時にちょっと検討するというようなことで、そういう見直してというのは定期的にあるものなのか、それとも次回いつかとか、もし何か予定が、もちろんその検討の結果、そうするかしないかは別として、そういう検討の見直してというのはどういう感じでやっているのでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

川内課長。

**○福祉課長（川内佳代子君）**

何年おきという定期的な見直してというのはしていないような状況でございますが、来年度6年度の分につきまして、現在6年度に健康づくり助成金をもらえる方に交換はがきっていうのを毎年送るんですが、そちらのはがきの中に今の選択肢以外に何か必要なものがないですかっていうような要綱、本当に簡単なものであるんですが、そちらの方を入れたはがきを送らせてもらう予定をしております。その分を集計させていただいて、もちろん幅広くなってしまうとどれをっていうふうなことになるのでちょっと時間がかかるかもしれないんですが、検討の方はさせていただく機会を6年度は持たせていただこうと思っております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。それでは、歳入歳出いずれでも結構です。また、主要な施策に関する説明書の説明もありました。全体で質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、福祉課の審査を終了します。お疲れさまでした。

以上で、住民福祉部の審査を終わります。

場内の時計で、14時30分まで休憩します。

（休憩 14時21分～14時28分）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより健康保険部健康保険課の審査に入ります。提案理由の説明を求めます。

森本課長。

**○健康保険課長（森本陽子君）**

よろしく申し上げます。議案第23号令和6年度長与町一般会計予算、健康保険課所管につきまして予算に関する説明書によりご説明いたします。まず歳入です。12、13ページをお開きください。12款1項1目3節老人福祉費負担金のうち、当課所管分は一番下の後期高齢者医療広域連合派遣職員給与負担金です。本町より長崎県後期高齢

者医療広域連合へ派遣の職員1名に係る人件費分です。18、19ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、当課所管分は一番上の国民健康保険基盤安定負担金です。国保財政の安定化に資するため、保険者支援分2分の1相当額を国が負担するものです。次のページをお開きください。14款2項2目3節老人福祉費補助金のうち、当課所管分は589万8,000円です。この補助金は、後期高齢者の保険給付費に対する負担金のうち、被爆者に係る給付費の一部に対する国庫補助金です。3目1節保健衛生費補助金の一番上、疾病予防対策事業費等補助金は、がん検診受診促進を図るための補助金と風疹の抗体検査等に係る補助金を計上しております。一番下、8020運動・口腔保健推進事業補助金は、フッ化物塗布事業などに対するもので、補助率2分の1です。次のページをお開きください。14款3項2目1節社会福祉費委託金は、国民年金に係る事務費委託金です。15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、当課所管分は一番上、国民健康保険基盤安定負担金で、国民健康保険税の軽減措置に伴う減収のうち4分の3相当額、および国保財政の安定化に資するための繰入基準額の4分の1相当額です。2段下の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、保険料軽減措置に伴う減収等のうち4分の3相当額です。次のページをお開きください。15款2項3目1節保健衛生費補助金のうち当課所管分は、上から2番目、健康増進事業費補助金で、健康相談、健康教育等の健康増進事業に対するものと、その下、長崎県骨髄等移植ドナー支援事業補助金で、対象経費の2分の1を県が補助するものです。30、31ページをお開きください。下の段の18款1項2目1節後期高齢者医療特別会計繰入金は存目計上です。34、35ページをお開きください。20款4項1目1節後期高齢者医療受託事業収入は全て当課分で、健康診査事業と高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事業を計上しております。次のページをお開きください。5項3目雑入のうち上から8段目、後期高齢者医療制度特別対策補助金は健康ポイント事業に対する補助金です。その5段下、在宅当番医制事業運営負担金は、在宅当番医制事業に対する時津町、西海市からの負担金です。その3段下の臨地実習受入謝金は、保健師等の学生実習受入時の謝金となっております。その5段下、保健事業参加者負担金のうち1万2,000円が当課所管分で、食育事業の一環として実施の学童クラブ等での調理実習における参加者負担金を計上しております。

続きまして、歳出です。92、93ページをお開きください。3款1項3目国民年金事務取扱費は全て当課所管分で、国民年金事務に係る経費を計上しており、内容は前年度とほぼ同じです。次のページをお開きください。3款1項5目国民健康保険費は全て当課所管分で、国民健康保険に係る経費です。2節から4節まで職員9名分の人件費を計上しております。27節繰出金、長与町国民健康保険特別会計繰出金は、国および県から受け入れた保険基盤安定負担金と、繰入基準により算出された一般会計が負担すべき金額を合算し、国民健康保険特別会計へ繰り出すものです。108、109ページをお開きください。3款3項3目後期高齢者医療費は全て当課所管分で、後期高齢者医療



に係る経費です。1節報酬は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士の報酬。下の段の18節負担金、補助及び交付金の後期高齢者医療療養給付費負担金は、本町の後期高齢者における療養給付費の一部を後期高齢者医療広域連合からの請求に基づき負担するもの。その下の27節繰出金の長与町後期高齢者医療特別会計繰出金は、事務費と保険基盤安定負担金の合計額を後期高齢者医療特別会計に繰り出すものです。次のページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費は、健康増進係の職員9名の人件費および健康センター管理費や保健対策関連の経費で、健康ポイント事業の費用も含まれております。2節から4節の人件費には他課の分が含まれておりますが、それ以外の節は全て当課所管分です。1節報酬は、健康センターの事務職員、健康ポイント事業の事務補助職員等の報酬を計上しております。上から4段目の保健師パート報酬は産休代替です。次のページをお開きください。4款1項1目13節使用料及び賃借料の一番下、モバイルスタンプラリー作成サービス利用料は、秋のウォーキングイベントに係るものです。18節負担金、補助及び交付金の上から4段目、長崎市夜間急患センター運営負担金は、6年度より長与町、時津町、西海市も運営費および使用料を負担するもので、患者数で案分した額を計上しております。その下の救急安心センター事業は、救急車を呼んだ方がいいのか、今すぐ病院へ行った方がいいのかなど迷った際の相談窓口として、電話で専門家からアドバイスを受けることができる電話相談事業です。県が実施主体となり、令和6年度より24時間365日相談を受け付けます。県2分の1、市町2分の1の負担で、人口割により案分した負担金です。19節扶助費は、骨髄等移植ドナーに対する支援として、休業等による経済的負担を軽減するため1日につき2万円を7日を上限に助成するものです。2目感染症予防費は、高齢者の肺炎球菌、インフルエンザ、風疹の予防接種委託料、結核検診等に関する費用を計上しております。8節旅費のうち、当課分は1万2,000円。10節需用費のうち、当課分は18万9,000円。11節役務費は、全て当課分。12節委託料の一番上の予防接種委託料のうち1,869万円と、2段目以降は全て当課所管分。19節扶助費のうち当課分は5,000円です。次のページの下段から116、117ページにかけての4款1項4目健康増進費は全て当課分で、主にがん検診等の各種検診に関連する支出です。117ページ、12節、健康診査委託料は6年度より歯周疾患検診の対象者に20歳を追加しております。その他の内容については昨年度と変更ありません。

続きまして、主要な施策に関する説明書の17、18ページをお開きください。3款1項5目国民健康保険費につきましては繰出金を、3項3目後期高齢者医療費につきましては、繰出金と高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を、4款1項1目保健衛生総務費につきましては健康ポイント事業を計上いたしております。25ページをお開きください。特別職・非常勤職員報酬一覧です。上から2番目が健康保険課分です。34ページをお開きください。補助金・負担金一覧です。下の段から次のページ、35ページの上段が健康保険課分です。34ページに戻りまして、3款民生費、後期高齢者医

療養給付費負担金は、長崎県後期高齢者医療広域連合試算額の12分の1を町が負担することになっております。その下の長崎県市町村保健師会負担金につきましては5人分、その下の長崎県栄養士会会費につきましては2人分の会費となっております。その下の病院群輪番制病院負担金は、人口割によって長崎市から請求される負担金です。その下の長崎市夜間急患センター運営補助金、救急安心センター事業運営負担金は、歳出でご説明しました新規事業です。次のページ、35ページをお開きください。上段の4款衛生費の補助金につきましては、食生活改善推進員協議会、長与町健康づくり推進員協議会へ交付することとしております。フッ化物洗口推進事業費補助金は、私立の幼稚園、保育園における消耗品等の実費額を補助することとしております。以上が健康保険課所管分の当初予算の主な内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。歳入の12、13ページからです。質疑に入ります。質疑はありませんか。これは下段の後期高齢の給与負担、広域連合の。次が18、19ページ、国保の基盤安定負担金の分です。質疑はありませんか。次のページ、20、21ページ、こちらも上段の方です。よろしいですか。では22、23ページ、県負担金です。では24、25ページ、質疑はありませんか。これは中段辺りです。戻っても構いませんので進めます。30、31ページ、これは存目です。では34、35ページ、諸収入、ここが健康保険課の所管です。よろしいですか。では雑入です。36、37ページ、ここも4カ所ほど、質疑はありませんか。では後ほど聞きますので、歳出の方に移ります。92、93ページ、国民年金事務取扱費、ここが所管です。では94、95ページ。いいですか。それでは108、109ページ、後期高齢者医療費、ここが所管分です。質疑はありませんか。110、111ページ、保健衛生総務費、ここではいかがでしょうか。質疑はないですか。この分が112、113ページの中段ぐらいまで続きますが、新規事業も入っています。

八木委員。

#### ○委員（八木亮三委員）

113ページの18節の負担金の新規事業ということで、もう少し詳しく伺いたいんですが、この長崎市夜間急患センターっていうのは、新しくそういうセンターが長崎市にできたっていうことなんでしょうか。長与町がこれを負担する経緯とか、ちょっと内容をもう1回伺いたいと思います。

#### ○委員長（金子恵委員）

森本課長。

#### ○健康保険課長（森本陽子君）

この夜間急患センターは平成14年4月1日に開設されております。今までは長崎市の方で全ての経費を負担していましたが、やはり長与町、時津町、西海市の住民の方も利用されるので、今年に入りまして負担をお願いしますということで協議いきま

して、2、3回ほど協議を経て、予算の計上に至っております。救急センターの内容としましては、所在地は長崎市医師会館内にありまして、診療科目は内科、小児科、耳鼻咽喉科。診療日は365日になっております。平日は20時から23時30分、小児科は20時から翌6時、土日祝日も20時から23時30分、小児科は20時から翌6時までしております。利用者数は、令和4年度では来院患者数は5,600人、内科は1,225人、小児科は3,985人、耳鼻咽喉科は390人となっております。

**○委員長（金子恵委員）**

八木議員。

**○委員（八木亮三委員）**

大体分かりました。ちょっともう1点だけ、これについて。先ほど平成14年に開設されてから長与町の人とか、長崎市以外の人に使われていたということですが、そうすると今回負担金を負担するようになったから、特に町民の利便性が高まるとかそういうことじゃなくて、もうこれまでも使っていたもので負担するようになったのか、という点が1つと、先ほど時津町、西海市も負担したということですが、その負担の割合ってどうか、均等割とか人口割とか、それを伺います。

**○委員長（金子恵委員）**

森本課長。

**○健康保険課長（森本陽子君）**

負担金を案分するようになりましたけれども、住民の方がこのセンターを使う利便性などは何も変わらないです。負担金の割合ですけれども、患者数で割った割合が長崎市は87.6%、長与町が7%、時津町が5.4%で、西海市は0.4%の割合となっております。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

そうすると今おっしゃった患者数の割合で割ったということですかね。そうすると、それって今後変化してくると思うんですけど、今後負担金は一定ではなくて、そういう見直しがあって変化はしていく可能性があるものか、ちょっと説明をお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

森本課長。

**○健康保険課長（森本陽子君）**

患者数割の負担金に関しましては、過不足を精算するということになっております。それで令和6年度は患者数割なんですけれども、令和7年度からは西海市が独自の救急センターを開設しますので、西海市は抜けて長崎市、長与町、時津町で、7年度以降は人口割ということになっております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。それでは次、114、115ページ、下段の健康増進費です。これが次のページの116、117ページまで続きます。質疑はありませんか。いいですか。それでは歳入歳出いずれでも結構です。説明書の方の質疑でも構いません。質疑はありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

113ページのモバイルスタンプラリー作成サービスも担当課ですかね。恐らく町長の施政方針にあります県の健康アプリを活用した楽しみながら参加する仕掛けを考えてまいりますというところがこれに該当するのかと、あともう少し具体的な計画というかどうかどんなふうな使い勝手になるのか、この辺りをご説明いただければと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

木澤課長補佐。

**○課長補佐（木澤奈津代君）**

こちらのモバイルスタンプラリーの使用料は、長与町が毎年秋にウォーキングイベントを1カ月間行っておりまして、その事業で使うように考えております。今のところの予定では、ミカンの無人販売所を巡って、そこに行ったらQRコードが書いてあって、それを読み込んだらスマホ上でスタンプが集められるっていうようなもので、そういうような形でミカンの無人販売所を巡って、長与町内をウォーキングしていただいて、スタンプをモバイル上で集めるっていうことを今のところ計画しております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで健康保険課の質疑を終了します。お疲れさまでした。

場内の時計で15時05分まで休憩します。

（休憩 14時54分～15時01分）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。これより介護保険課の審査を行います。まずは提案理由の説明を求めます。

村田課長。

**○介護保険課長（村田佳美君）**

それでは介護保険課所管分につきまして、説明書に沿ってご説明させていただきます。まず歳入でございますが、説明書の18、19ページをお開きください。中ほどの14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、一番下の低所得者保険料軽減負担金が介護保険課でございます。これは、介護保険料の第1段階から第3段階までの軽減額に対する2分の1の国庫負担分でございます。次に22、23ページをお開きください。2段目の15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、一番下の低所得者保険料軽減負担金が介護保険課でございます。国費同様、低所得者保険料の軽減分で、県負担は4分の1と

なっております。次のページに移りまして、15款2項2目3節老人福祉費補助金のうち、2番目の介護保険低所得者特別対策事業費補助金が介護保険課で、これは社会福祉法人等が行う利用者への負担額減免対策費として、県が基準額の4分の3を補助するものでございます。次に30、31ページをお開きください。4段目の18款1項1目1節介護保険特別会計繰入金は、介護保険特別会計で受け入れる保険者機能強化推進交付金を、福祉課所管の高齢者交通費・健康づくり助成事業へ充当するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。106から109ページにかけての3款3項2目介護保険費は、全て介護保険課でございます。1節報酬から8節旅費までは、職員および会計年度任用職員の人件費でございます。18節負担金、補助及び交付金の社会福祉法人等利用者負担額減免対策費補助金は、歳入で説明しました社会福祉法人が低所得者に対して介護給付費、自己負担額等を減免した場合の社会福祉法人に対する補助でございます。27節繰出金につきましては、国が示した基準内での繰出金としまして、介護保険給付費や地域支援事業費の制度負担分、低所得者保険料軽減分、事務費繰出金に係るもので、前年度比3,059万1,000円、6.9%の増となっております。

続きまして、主要な施策に関する説明書の17、18ページをお開きください。主要な施策の介護保険課分でございますが、先ほど説明いたしました特別会計への繰出金の内訳を掲載いたしております。また35ページには、補助金・負担金一覧の介護保険課分を掲載いたしております。以上が介護保険課所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。まずは歳入の18、19ページ、ここから入りたいと思います。質疑はありませんか。では次、22、23ページ、質疑はありませんか。低所得者の分です。それでは24、25ページ、中段ぐらいです。これも低所得者の分ですね、3万円。いいですか。では30、31ページ、介護保険特別会計繰入金、ここが介護保険課の所管分です。よろしいですか。それでは歳出に移ります。106、107ページ、介護保険費です。これが全て介護保険課の所管ですが、この分は108、109ページの上段まで続きます。繰出金までです。質疑はありませんか。よろしいですか。歳入歳出いずれでも結構です。説明書も含め、全体的に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で介護保険課の審査を終了します。ならびに健康保険部全て審査終了です。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

#### ○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより会計課の審査に入ります。提案理由の説明を求めます。

田中会計管理者。

#### ○会計管理者（田中一之君）

それでは、令和6年度一般会計予算の会計課所管分につきまして、ご説明申し上げます。まず歳入ですけれども、説明書の28、29ページをお開きください。16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金、こちらの1節で説明欄の下から5番目用品調達基金運用収入になります。存目の1,000円計上しております。これは普通預金の利息分になっております。次に、32、33ページをお願いいたします。20款諸収入2項町預金利子1目町預金利子の1万2,000円、これは一般会計の他、歳計外の現金の普通預金および定期預金の利息分を計上しております。

次に歳出でございます。50、51ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費4目会計管理費でございます。こちら、職員の人件費が主なございものでございます。次のページの52、53ページをお願いいたします。11節役務費、こちらの派出手数料165万円は指定金融機関である十八親和銀行、こちらの会計課横に派出所の窓口がありますけれども、そちらの派出事務手数料165万円、人件費相当分になります。こちらは令和4年度より同額を支出しております。次に窓口収納手数料182万円は、税や公金等を納付書により金融機関の窓口で納付された場合に、町より金融機関へ支払う窓口手数料になりまして、納付書1枚当たり税抜33円、こちらが年間5万枚ほどありますので、それで算出してあります。金額が182万円となっております。これは令和5年度より支払いをしている手数料になります。次に13節使用料及び賃借料の伝送システム使用料95万7,000円、これは総合振込や給与振込、口座振込等により収納事務や支払事務を行う際に使用するデータ伝送サービスの利用料となります。これまで同様の伝送サービスは、ISDN回線を利用し無料で使用しておりましたけれども、今年1月にISDN回線のサービスが終了しましたので、新たな有料の伝送サービスと移行したのになります。こちらはもう令和5年度の10月ぐらいから段階的に移行しております。次にこうふりネット使用料16万5,000円、こちらはインターネットを利用して口座振替を申し込むサービスの初期の導入経費となります。現在は紙ベースで、住民の方が口座振替依頼書の方に記入し、その用紙を銀行の窓口を持って行って手続きしている状態でありまして、このシステムを活用しますと、このシステム自体が十八親和銀行が提供するサービスでありまして、ただ1つ限定があつて、これは十八親和銀行の口座のみの取り扱いになっております。こういったインターネット上で口座振替を申し込む手続きなんですけれども、他にゆうちょ銀行とかもやっちはいるんですけれども、初期の導入経費が数百万かかるということで、その辺りの費用対効果が今のところ見込めないの、導入を見送っているところでございます。次に200、201ページをお開きください。12款公債費1項公債費2目利子でございます。会計課所管分は、説明欄の一番下にあります一時借入金利子償還金で、82万6,000円を計上して

おります。最後に基金の状況ですけれども、主要な施策に関する説明書の43、44ページをお願いいたします。下から2番目になります用品調達基金、こちらで100万円の定額運用基金ということで運用しております。こちらは、役場の庁舎内で使用する封筒および納入済通知書、これらの集中購買を行う基金の方になっております。以上、簡単ではございますけれども、会計課所管分の説明となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。そう多くないので、まず歳入全般で質疑はありませんか。3カ所ほどありましたけど。28、29ページ、それから32、33ページ。歳入はその2カ所です。質疑はありませんか。それでは歳出の方に。50、51、次のページの53ページの上段、こうふりネット使用料、今先ほど説明がありました。ここまで会計課の所管になっています。質疑はありませんか。

西岡委員。

**○委員（西岡克之委員）**

派出手数料かな、これは先ほどちょっと聞き逃して、昨年からと言いましたかね。指定金融機関の十八親和銀行にお支払いしている部分っていう説明だったんで、もう一度すいませんちょっと聞き逃したんで確認をお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

田中会計管理者。

**○会計管理者（田中一之君）**

先ほどの派出手数料165万円でございますが、こちらは令和4年度よりお支払いしているところでございます。派出に行員の方が1名いらっしゃいますので、その方の人件費相当分ということになっております。

**○委員長（金子恵委員）**

西岡委員。

**○委員（西岡克之委員）**

あれは以前ただだったと思うんですけども、私の記憶に間違いなければ多分合併後に費用が発生するということになったのではないかなと思いますが、お願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

田中会計管理者。

**○会計管理者（田中一之君）**

はい、ご指摘のとおり十八銀行と親和銀行が合併した後に、派出手数料ということでお支払いすることになりました。今現在も公金の振込手数料については、無償で取り扱いをいただけている部分もあるんですが、今後段階的にその辺りの有料化の話が今きているところでございます。まだ今現在協議中で、早ければ今年の10月から口座振込手数料が、若干もしくはちょっと大幅に上がる可能性が大いにありまして、今、長崎

県内21市町ございますけれども、全ての市町の指定金融機関が十八親和銀行になっておりますので、十八親和銀行と21市町が全て対等な条件で、21市町が全て同じ条件で有料化になるように今ちょっと協議を進めているところでございます。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。よろしいですか。説明書の方の説明もありましたけど、よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で会計課の審査を終了します。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより議会事務局の審査に入ります。提案理由の説明を求めます。

福本課長。

**○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）**

皆さまお疲れさまです。それでは、議事課所管分につきましてご説明申し上げます。予算に関する説明書の36、37ページをお願いいたします。まず歳入です。20款5項3目雑入の中段より少し下のところになります。下から12行目になりますけれども、議会運営・議会活性化調査研究視察経費補助金が所管分でございます。こちらは、長崎県町村議会議長会が主催いたします議長および事務局職員の研修経費につきまして、県の議会議長会から3分の2の補助を受けるものでございまして、令和6年度は1名分を計上しております。歳入は以上となります。

続きまして、歳出に移らせていただきます。42、43ページをお開きください。1款1項1目議会費の総額は1億4,311万2,000円、職員の人件費を除きますと1億781万6,000円となりまして、前年度と比較しまして、671万9,000円の増額となっております。主な内容について説明いたします。1節報酬は、議長以下16名分の議員報酬と、会計年度任用職員2名分の報酬を計上いたしております。議員報酬につきましては、本定例会で上程されております長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正に伴いまして、額を増額しております。前年度と比較して、460万2,000円の増となっております。2節給料および3節職員手当等の上から9行目までの諸手当、そして4節共済費、1行目の共済組合負担金は、議会事務局長以下職員4名分の人件費となります。3節職員手当等の一番下の議員期末手当につきましては、先ほど申し上げましたが、議員報酬の増額に伴いまして前年度と比較し181万6,000円の増となっております。7節報償費から18節負担金、補助及び交付金までにつきましては、経常経費でございます。内容につきましては例年と大きな変更はございませんが、10節需用費の印刷製本費につきましては、価格高騰などの影響によりまして前



年度と比較しまして92万円の増額となっております。説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

引き続き監査委員会の方もいいですか。  
福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

続きまして、監査事務局の所管分についてご説明申し上げます。歳入はございません。歳出につきまして、82、83ページから、次のページ、84、85ページの上段までが監査事務局分でございます。2款6項1目監査委員費の総額として1,122万9,000円、職員の人件費を除きますと251万7,000円でございます。1節報酬は、監査委員2名分の報酬です。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、職員1名分の人件費でございます。8節旅費から18節負担金、補助及び交付金までにつきましては経常経費でございまして、全体といたしまして例年と大きな変更はございません。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。質疑の方に入りますが、まず歳入は、雑入のところだけですね。視察経費の補助、ここで質疑はありませんか。それでは歳出で。議会費ですね、42、43ページ、次の44、45ページの上段まで続きます。これが全て議会費ということで、質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳出43ページ議会費の委託料です。会議録作成サービス委託料、これ令和5年とほぼ全く同額かなと思うんですが、ちょっとくどいようですけども、その議事録っていうのがなかなか遅くて、参考にしたくてもまだできていないっていうことがあって、この間ちょっと追加でアップされてましたが、その点についてこの変わっていないっていうことは新しいものにはならないということなんだと思うんですけど、もっと効率的だったり、スピードが速いサービス委託先等、何か検討など研究などは行われてないんでしょうか。ちょっと状況を伺います。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

会議録につきましては、ちょっと遅れておりまして大変申し訳ございません。現在も一応の事務局全体として作業の方は進めている状況でございます。今、おっしゃられたようにシステムにつきましては、昨年度と同じものを予定として予算を計上させていただいております。一応ですね、県の町村議長会の方で一度会議の際にこの会議録作成につきまして議題として上がったりとかしておりまして、そういった中で各町の状況です

とか、どのようにやってるかとかですね、具体的なやり方とか、そういったところにつきましては、情報共有とか情報交換というのはさせていただいたところがございます。で、今考えておりますのは、システムの検討もそうなんですけれども、やはり事務局内のチェック体制というところの部分の見直しをもう少しするべきじゃないかなというふうに考えておまして、ちょっとそこの方をまずは取り組んでいきたいなというところで考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じく会議録の件でちょっとお伺いしたいんですけれども、今の答弁で議会事務局の内部でのチェック体制の見直しということでおっしゃいましたけれども、具体的に例えばどういったことなのか、遅れている要因がどういったところにあつて、このチェック体制の見直しというのは、どういうふうにそれが効果を発揮できるのか、この辺をお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

会議録の事務作業というのが、やっぱりどうしても経験といいますか、慣れがすごく必要だなというところは実際にこうやってみて感じているところがございます。どうしても人事異動などで人が替わった際に、どうしても要領を得るまでに時間がかかってしまって、どうしても時間が、今までの慣れた方に比べると時間がかかってしまって、なかなか作業が進まないで遅れていって、それが少しずつたまってしまうというような悪循環になっているなというふうに思っております。慣れていくことも大事ですし、あとは事務局の中で、会議録を作成する中で独自のルールといいますか、言葉、漢字の使い方とか、そういったところを少しこれまでの経験の中で独自のルールっていうのが少しございまして、それを把握するのにもなかなか時間がかかったりとかいうところもございまして、そういったところも町独自のルールではなくて例えば記者のハンドブックとか、まずはそういったところに統一するとか、そういうところで少しやり方をシンプルにすることというところはやっていく必要があるかなと思っております。あとは、チェックする人数とか回数とか、そういったところもできるだけ多くの職員が関わることで間違いがない状態にはなるのかなと思うんですけれども、時間の制約もございましてそういったところも見直していきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今お聞きしますと、やはり独特の用語だったりとか、あと同じ言葉なのにこっちはちょっと使い方が変わったりすると整合性がどうなのかというようなこともあるのかなと思うんですが、一つ考えてるのは、この議会の分を翌々月には出すとか目標を1つ作ってしていただけないのかなど。が1つと、あとやっぱり厳格さを求めるのも分かるんですけども、辞典を出すわけじゃないので、あまりにも厳格にやって時間を取って、要するにちょっともし誤字脱字があったとしても、意味が分かればはっきり言って誰も困らないんですよ。ですから、もちろん正確さを求めるというのはもちろんなんですが、あまりにもそこにこだわり過ぎると、それもまた非常に今度私たちが確認する時に使い勝手が悪くなるのもまた問題なので、もちろんバランスの問題だと思うので、ぜひ必ずそれをしないといけないということじゃないけども、あらかじめ僕らがこの議会の分はこのぐらいにはできるんだろうなというのがあらかじめ分かるようなものが、そういうのを検討していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

スケジュールというか、作成のめどとといいますか、目標といたしましては次の定例会までには仕上げたいなところを目標にやっちはいるんですけども、それがちょっとずるとずれ込んでいるような現状でございます。今までもなんですけれども、次の定例会までにはできるだけ完成させることができるように取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは82、83ページ、監査委員費ですね。これが84、85ページの上段まで続きます。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

監査委員費でお伺いしますけれども、ちなみにこれは令和6年度の監査ですけれども、ちなみに結構なんで、これまで例えば今分かってる分であれば令和4年度かな、どのくらい指摘事項等があるのかっていうのが、その状況ですね。件数、かなり多いのかな。分かれば教えていただければなと思います。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

指摘事項につきましては、各監査によりましてそれぞれでございまして、例えば決算審査とかこういった大きなところにつきましては、例えばお2人いらっしゃいますけども各委員さんから幾つか指摘が出ているような状況でございます。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

ないようですので、これで議会事務局の審査を終了します。

この後、結審ということになっておりますけれども、時間取ってしますか、それともこのまま続けてよろしいですか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

議案第23号令和6年度長与町一般会計当初予算分が、全て審査が終了いたしました。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

私は、議案第23号令和6年度長与町一般会計予算に反対の立場から討論を行います。今回は総務厚生常任委員会ですので、総務厚生常任委員会の所管に関する部分内の討論になります。主には2つございます。1つは情報政策の問題であります。情報政策課の審査の中でお聞きをしますと、現在令和7年度末を目指して新しい国の方針に基づいたデジタルの新しい方向性を目指して準備を進めているということでもありますけれども、質疑の中でお聞きしますと、国が各自治体の状況によらずに、国の方で期限を切ってそれに合わせろというようなことで進んでいるという中で、実際に今後どうなるのかわかってというのが全く状況が担当課もつかめていないと言っておりますし、私も理解することができませんでした。それと、国が積極的に推進しているんですけども、いったい国がどのくらいの補助等を今後も支出するのか、こういったことについてもいまだ不明だというような状況でありました。それと、今行政は住民のさまざまな例えば個人情報であるとか、税の情報であるとか、健康についての情報というものを持っているんですが、こうした重要な住民の情報を、これが国のシステムの方に行くのか、それとも町の方でそれをしっかり保持していくのか、これもちょっと今の段階では分からないということで、非常に不透明な状況で何とも判断ができないというのが1点であります。それからもう1つが、この間、住民の人権について非常に大切にしようという方向性が出ておまして、第10次総合計画の中でも人権の尊重が大切だという、そしてそれに向けた取り組みをやっていくんだということで書いてはあるんですけども、実際の役場の取り組みの中で、この第10次総合計画で書いていることと本令和6年度予算が整合しな

いんじゃないかというふうに考える点がございます。これはまた本会議の中で、きちっと自分なりの考え方を整理して討論する予定ですけれども、こうした点がどうしても整合性がとれないんじゃないかという疑念が残るために、この総務厚生常任委員会に所管する部分のこの点について反対とさせていただきます。以上です。

**○委員長（金子恵委員）**

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号令和6年度長与町一般会計予算の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、令和6年度第1回定例会の委員会審査はこれで全て終了しました。月曜日は、所管事務調査になっておりますので、本日も配りました資料を基に、少し予習をしていただけたらと思います。本当皆さまお疲れさまでした。

（閉会 15時49分）